

14.21-478



\*1200600100668\*

14.21

478



始



工1K47

中華民國茶業史

南支那及南洋調查第九十五輯

臺灣總督官房調查課

凡例

- 一、本書は、上海商人團體整理委員會商業月報社發行の商業月報第十卷の第四號、第五號、第七號及第八號に連載された中國茶業史を翻譯したものである。
- 一、茶は、歐洲大戰以前迄では中華民國の二大輸出品の一たりしものにして、甚だ古き歴史を有し、其の研究は誠に興味のあるものである。
- 一、本書は、執務閱覽の便を圖り、筆寫に代ふるに印刷を以てしたるに止り、敢て公刊するものではない。

昭和六年三月

臺灣總督官房調査課

14.21-478

# 中華民國茶業史

## 目次

第一章	古代の茶業	.....	五
第二章	漢代の茶業	.....	三
第三章	六朝の茶業	.....	五
第四章	唐代の茶業	.....	五
第一節	概論	.....	五
第二節	茶の生産	.....	八
第三節	茶の貿易	.....	二一
第四節	唐の茶政	.....	二四



發行所寄贈本

第五章 宋代の茶業……………二七

第一節 茶の生産……………二七

第二節 茶の消費……………三三

第三節 茶の貿易……………三三

第六章 元代の茶業……………三三

第一節 茶業機關……………三四

第二節 權茶の收入……………三五

第三節 引由の性質……………二七

第七章 明代の茶業……………二九

第一節 茶の生産……………二九

第二節 茶の政策……………三三

茶業の歴史

第八章 清代の茶業……………三六

第一節 茶の生産……………三六

第二節 茶税及茶政……………三六

第三節 茶の貿易……………四〇

第九章 近代の茶業……………四六

第一節 茶の生産……………四六

第二節 茶の捐税……………四三

第三節 茶の國外貿易……………四六

第十章 茶業失敗の原因及其の補救方法……………六〇

第一節 失敗の原因…………… 四  
第二節 補救の方法…………… 六

# 中華民國茶業史

## 第一章 古代の茶業

我が國(以下我が國とあるは中華民國を指す)は、古代には茶の飲用を知らざりしが、神農より始めて之を用ふるに至りしものにして、本草綱目に記載されたる所に據れば、神農は百草を嘗め、一日に七十の毒に遇ひ、茶の味も始めて解したとある。

周時代には掌茶の官がある、其の職は常に時に茶を集めて喪事に供するのである。此により周時代已に茶は喪事に供されたことが知れる。然し猶人民が日常の飲料に供するには至らなかつた。

春秋の時、貴族は己に茶を飲料として用ふることを知りたるものにして、晏子が齊の景公に相たりし時、其の食膳には脱殻の飯、焼きたる三才五卵、野菜竝に茗(茶)を上げて居つた。晏子春秋に謂ふ、晏嬰が齊の景公に宰相たりし時、脱殻の飯、糸りたる三才五卵、茗菜(茶)を食したのみである。彼の時の茗は、即ち今の所謂茶である、此より後茶の産額は漸次増加を來した。

## 第二章 漢代の茶業

二

前漢の宣帝の時、學者の王褒の言に、炮鼈烹茶及陽武にて茶を買ふ等の言葉がある。宋の章樵は茶を苦菜と解釋し、其の後の茶は又註して茶字となして居る。王褒は即ち四川眉州彭山縣の人である。晋の孫楚が詠述した詩に曰く、四川は即ち我が國（中國）最初の茶の産地である。然し此言葉は亦信するに足らぬ。晋の張孟陽は成都樓に登るの詩を作つたが、其の詩に謂ふ、

借問楊子舍、想見長卿廬、程卓累千金、驕奢擬五侯、門有連騎客、翠帶腰吳鉤、鼎食隨時進、百和妙且殊、披林採秋橘、臨江釣春魚、黑子過龍醢、果饌踰蟹螯、芳茶冠六情、溢味播九區、人生苟安樂、茲土聊可娛、

楊雄の方言に謂ふ、蜀の西南人は茶を葭と稱し、司馬相の如凡將篇に謂ふ、茶には以下の種別ありと。

鳥喙、桔梗、芫華、款冬、貝母、木蘂、簾苓、芍藥、桂漏蘆、蜚廉、葶藶、菴菴、白芷、白斂、菖蒲、芒硝、莞椒、茱萸、

晋の郭璞之雅の註に、葭は茗の別名なりと云ひ、前漢の成帝崩じて後、趙飛燕は成帝に茶を進むるを夢見ると。此の事は清の劉繼莊の廣陽雜記中に記載され、甚だ詳述してある。

## 第三章 六朝の茶業

外族は江北から浸入し、漢民族は皆江南に向つて遷移した。此の時江北は飲茶の風習は跡を絶つたが、江南は即ち良好な茶の産地であるから、飲茶の風習は更に旺盛となつた。北魏の中大夫楊元愼、梁の使節陳慶之は之に對して曰ふ、「吳人の鬼は建康に居住し、菰蒲を飯となし、茗飲を汁となす」と。又虞世南の北堂書鈔卷百四十四酒食部茶編八に斐淵の南海記一篇あり、其の内に記載して曰ふ、「西平の出翠廬は茗の別名にして、南人は飲と爲す」と。又荊州土地記には、「武陵七縣は共に茶の産出多し」とあり。南齊の王齊は北魏に奔り、茗汁（茶）を飲むに、一飲一斗に及びたるを以て、京師の士子は皆漏扈といふ綽を以て之を稱した。武陵七縣は茶の産出が甚だ豊富であるから、此の點からも亦南人の飲茶の風習を知ることが出来る。虞世南は即ち浙江紹興府餘姚の人にして、其の言葉は蓋し信すべきである。

唐の卷子本の新脩本草の茗苦條の註に、「案ずるに爾雅の釋本に檀苦條と云ひ、春酣に之を採集するものにして、榛は一名莽と稱し、山南、金州、梁州、漢中、山谷に産出す」と。此時江北に産出せるものは、皆下等の茶であり、而して外族は羊肉酪漿を用ひて飢渴を充して居た。其の後江南の漢民族との交通が漸次繁くなりし爲め、飲茶の風習は漸次江北の外族に侵染し、未だ幾くもならずして

江北に於ける外族の飲茶の風習は全部に普及した。此れより北朝は南朝から大量の茶を輸入し、財寶は南朝に運ばるゝに至つた。北朝は之を見て深く憂ひ、即ち排茶政策を採つて之に對抗したが、然も終に事を成すことが出来なかつた。

南齊は北魏を併入せる後、王肅は茶飲の文を作りしが、現に洛陽の報德寺(即ち正覺寺)に刻まれてある。其の文は次の如くである。

肅初入國、不食羊肉及酪漿等、常飲鱒魚羹、渴飲茗汁、京師士子見肅一飲一斗、號爲漏卮、經數年已後、肅與高祖殿會、食羊肉酪粥甚多、高祖怪之、謂肅曰、卽中國之味也、羊肉何如、魚羹何如、茗汁酪漿何如、肅對曰、羊者是陸產之最、魚者是水族之長、所好不同、竝各稱珍、以味言之、是有優劣、羊比齊魯大邦、魚比邾莒小國、唯茗不中、與酪作奴、高祖大笑、因舉酒曰、三三橫、兩兩縱、誰能辨之賜金鍾、御史中丞李彪曰、沽酒老嫗墮注坂、屠兒割肉與稱同、尙書右丞甄琛曰、吳水浮水自云工、妓兒擲繩在虛空、彭城王勰曰、臣始解此是習字、高祖卽以塗鍾賜彪、朝廷服彪聰明有知、甄琛知之亦速、彭城王謂肅曰、卿不重齊魯大邦、而愛邾莒小國、肅對曰、鄉曲所美、不得不美、彭城王重謂曰、卿明日顧我、爲卿設邾莒之食、亦有酪奴、因此復號茗飲爲酪奴、時給事劉鎬、慕肅之風專習茗飲、彭城王謂鎬曰、卿不慕王侯八珍、好蒼頭水厄、海上有逐臭之夫、里內有學擲之婦、以卿言之卽是也、其時彭城王家有吳奴、以此言戲之、自是朝貴燕會、雖設茗飲、皆恥不復食、唯

江表殘民、遠來降者飲焉、後肅衍子西豐侯正德歸降時、元義欲爲設茗、先問卿于水厄多少、正德不曉義、答曰、下官雖生于水卿、而立身以來、未遭陽侯之難、元義與舉坐之客大笑焉。

此より後、外族の茶を飲む風習は、遂に一般的となつた。當時著名の茶産地は、江蘇、安徽、湖北、四川等の數省にあり、共に楊子江流域に位置し、茶の品質は甚だ優良であつた。陝西省の興安、漢中の兩府も亦少量の茶を産出したが、其の品質は南方産に比較して劣等であつた。當時茶の消費者は、普通は一般上流社會の貴族階級及僧道等であつた。僧道は山間僻靜の處に居住し、茶も亦山谷中に生育せるものであるから、需要上甚だ便宜であり、茶を嗜好するものも亦多數であつた。上流社會は皆茶を應酬品とした。晉書の桓温傳に謂ふ、「温は性儉にして、宴毎に唯肴七種を配し、士酥一二升を分つのみ」と。又採茶録に據れば、晉時代王濛なるものあり、好みて茶を飲み、來客があれば常に茶を出して應酬し、士大夫は皆之に苦むたと。

## 第四章 唐代の茶

### 第一節 概論

唐代は文學の風習が甚だ盛となり、當時學者の生活は飽食安居なるを除くの外、常に茶を飲み憂



ひを散じたものにして、其の詩文に現れたものは甚だ多く、述べるに勝へぬ程である。柳宗元が武中丞に代つて劉禹錫に新茶を賜ふた文、呂温の三月三日茶宴の序、皮日休の茶中雜詠の序、顧況の茶の賦、韋應物の園中生茶を喜ぶの記、白居易の睡後茶を煮て楊同州を憶ふの文、温庭筠の西嶺道士の茶歌、又錢起と趙筓との茶宴の詩等の如きは、皆其の最も著名なものである。此の外陸羽の茶經三篇、皮日休及陸龜蒙の茶塢の如きも、亦皆人口に膾炙されて居る。此より茶の製法及煮法は漸次完備したと稱されて居る。唐書の陸羽傳に記載された所に據れば、「陸羽は性茶を嗜好し、曾つて茶經三篇を著し、茶の原、茶の法、茶の具を言ふ尤も備はる。天下益々飲茶を知る」と。其の後常伯熊なるものあり、羽の論に因り、復た廣く茶の功を著し、陸羽は更に毀茶論を著した。是に於て國內は、茶の風習は更に盛となつた。唐の封演は封氏聞見記を著して謂ふ、「楚人陸鴻漸は茶の論をなし、茶の效竝に煎茶、炙茶の法を説き、茶具二十四を造り、都統籠に之を貯へた。遠近のものは之に傾慕し、好事者は家に一組を藏するに至つた。常伯熊なるものは又鴻漸の論に因り、廣く之を潤色したから、此より茶道は大に行はれ、王公朝士の之を欲せぬものはない。」盧同も亦茶歌を著し、茶歌の流傳後、飲茶の風習は更に以前に比して盛となつた。

陸羽、盧同は、當時の人及後の人も皆之を奉じて最も飲茶を知るものとなし、陸羽は特に優なるものとした。陸羽傳に記載されたる所に據れば、「時に茶を鬻ぐものが來れば、陶の羽形を煙突の側に置きて茶神として祀る」と。李肇の著唐國史補の陸羽姓氏に謂ふ、「羽の茶術は尤も著名であつたから、鞏縣の陶器製造屋は多く甕人形を造り、陸鴻漸と號し、茶器を買入るれば、一鴻漸を得ることゝした。市人は茶を賣りて不利なれば、輒ち之に水を注いだ」と。又歐陽修の集古錄中に記載された所に據れば、其の大意に謂ふ、茶の販賣店は籠の側に甕人形を置き、陸鴻漸と號し、飲茶の客が稀なる時、此の人形に向つて默禱を捧げば、自ら盛になるといふ。

唐代飲茶の風習は全般に普及した。封氏聞見記に謂ふ、「南人は好みて茶を飲み、北人は初め多く茶を飲まなかつた。開元中、泰山露巖寺に降魔師あり、大いに禪を興し學を教へ、務めて寢らず、又夕に食はず、皆其の飲茶を許したれば、人は自ら懷に收め、到る處にて煮沸飲茶した。此に従つて模倣したから、遂に風習となつた。鄒、齊、滄、棣（鄒は山東省袁州府、齊は山東省青州府、滄は直隸省天津府、棣は山東省武定府）より漸次京市に及び、都邑では多く店舗を開き、茶を煎じて之を賣り、道士俗人を問はず、皆錢を投じて茶を飲むだ。其の茶は江淮より舟或は車にて輸送し來たれるものにして、山積されて居るから、色澤は甚だ良好である。

降魔師、陸羽、盧同、常伯熊の數人が先に提創せし以來、飲茶の風習は遂に全國に瀰蔓した。故に茶の消費は亦日に漸次増加した。

## 第二節 茶の生産

唐代飲茶の風習が流行せる後、茶の製造も亦大いに改進され、其の産出區も亦廣大し、産額は甚だ多量に上つた。陸羽の茶經に記載する所に據れば、當時茶の生産區域として最も著名なるものは、湖北、湖南、河南、浙江、江蘇、江西、福建、廣東、安徽、陝西、四川、貴州等の十餘省にして、今更に各省の當時に於ける主要産地を記述すれば、左の通りである。

湖北省 宜昌(峽州)、武昌(鄂州)、荊陽(荊州)、黃州府鄂州の西北蕪門(蕪州、黃州)、  
湖南省 衡州、岳州、  
河南省 汝寧(申州義陽郡)、光州(光州黃山縣)、  
安徽省 安慶府潛山縣(舒州)、鳳陽(壽州)、歙州、寧國、徽州、  
浙江省 嚴州(睦州)、寧波、金華(婺州)、臺州、湖州(湖州府烏程縣)、紹興(越州)、  
江蘇省 常州、鎮江(潤江)、蘇州、  
江西省 袁州、吉安(吉州)、南昌府南昌縣(洪州)、  
福建省 福州、建寧(建州)、  
廣東省 韶州、

陝西省 興安(金州)、  
四川省 綿州、功州、雅州(昌州)、瀘州、眉州、成都府崇慶州、彭州、漢州(蜀州、漢州)、夔州、  
貴州省 思南(思州、貴州)、石阡(夷州)、遵義(播州)、  
以上の諸産地中、茶の品質の最も優良なるは、湖北省の宜昌、河南省の光州、浙江省の湖州及紹興と四川省の成都府彭縣等の處である。

唐代茶の種別は甚だ多く、唐國史補に謂ふ、「風俗は茶を貴び、茶の品名は益多し」と。今當時の著名な茶の産地及茶の名稱を對照列記すれば、左の通りである。

茶の産地名	茶の名稱
劍南	蒙頂石花(品質は天下第一位)、小方、散牙、
湖州	顧渚の紫箏、
東州	神泉、小團、昌明、獸目、
峽州	碧澗、明月、芳蕊、茶萸寮、
福州	方山の露牙(生牙)、
夔州	香山(香雨)、
江陵	南木、

岳州	澧湖の含膏、
常州	宜興の紅筋、
婺州	東白、
睦州	鳩坑(鳩坑)、
洪州	西山の白露、
壽州	霍山の黃牙、
鄂州	蕪門の團黃(團月)、

此より見れば、當時茶の産地は甚だ多く、茶の需要も亦日に益々増加せるもの、如くである。當時の製茶は炒製蒸焙の法を用ひ、其の製造時期は春夏の交であつた。

唐代の茶産出額は、容易に察知することが出来ぬが、浮梁縣及湖州の年産額は、統和郡志に記載されたる所に據れば、

「浮梁縣は武德五年(西歷六二二年)鄱陽の東部を割いて新平縣を置き、尋で廢し、開元四年(西歷七二七年)刺史韋玲は再び置き新昌と改名し、天寶元年(西歷七四二年)浮梁と改名した。毎年の茶産出は七百萬駄に及び、税金は十五萬餘貫である。」

又南都新書の記する所に據れば、湖州茶の産額は左の通りである。

「唐制、湖州は茶の製造最も多く、之を顧渚と謂ひ、貢焙製造一萬八千四百斤である。」

### 第三節 茶の貿易

唐代茶の産地は多く楊子江流域一帯に在つた。之を換言すれば、凡そ水運の便利な處には皆茶を産出したのである。唐代の茶貿易は、皆船舶に積載して輸送した。宋の王謙の唐語林に記載せる所に據れば、

「楊子、錢塘の二江は、即ち兩潮に乗つて掉し、舟船の多きことは江南が第一である。蒲を編みて帆と爲し、大なるものは八十餘幡あり、白沙より流に溯りて上る。大歷貞元の間、兪大娘船なるものがあつたが、最大にして、居住するものは出生、死去、結婚等悉く其間に在りて行ひ、一部分を開いて畑となし、船頭數百名も住居して居る。南は江西に至り、北は淮南に至り、一年に一往來をなし、其の利益は甚大なるものである。」

當時南北の運送は、多く濟渠を通過し、黃河を經由して入つた。唐語林に又記載されて居る。

「凡そ東南の郡邑は水の通せざる所なく、故に天下の貨物は多く舟送に依つた。」

元和郡縣志に記載されたる所に據れば、

「隋の煬帝は大業元年に更に開導せしめ、通濟渠と命名し、洛陽、西苑より穀洛水を引いて河

に達し、板渚より河を引いて汴口に入り、又大梁の東に従ひ、汴水を引いて泗に入り、淮に達し、江都宮より海に入り、之を亦御河と謂ふ。河畔に御道を築き、柳を植えた。煬帝の巡幸は龍舟に乗り、江都に往き、楊益、湘南より交、廣、閩中、貴州に至つた。朝廷の運漕、商人旅人の往來の爲め、舳艫相繼いだ。隋の人民は之を作る爲めに苦勞したが、後世の人は之れに依つて其の利を受けた。」

此れより之を觀れば、唐代南北兩地間は水運が便利であつたから、茶業も自然其の便を受けて大いに發達したものと、如くである。北部は茶の需要が既に増加し、南部の茶も亦自由に北部に輸送された。當時の茶商は、其の勢力甚だ大にして、鹽商と抗衡し得た程である。唐人白樂天の詩にも云つて居る。

「老大家作商人婦、商人重利輕別離、前月浮梁買茶去、去來江口守空船、」

是によりても、當時茶商の多くは浮梁を茶の最も著名な生産地であるとなせることが知れる。當時利錢制度が盛に行れたが、此れも亦茶業貿易の發達を促した一大原因である。唐代茶の國內貿易は、固より甚だ發達したが、而かも茶の國外貿易も亦頗る重視された。七修類彙中にも記載してある。

「西茶を馬に換へるの考、洪武四年正月（西歷一三七一年）詔し、陝西漢中府の茶を産出する地方は、十株ごとに官にて一株を取り、主の無きものは、城を守る兵士に除草種植せしめ、採取せしめ、

十中の八を官にて取り、然る後百斤を以て二包を作り、引として計算し、司に於いて之を收貯した。西番が馬に換へた後、又四川保寧等の府に命じ、陝西省と同様の方法に依つて收納せしめた。洪武二十三年（西歷一三九〇年）私茶（官許無くして茶を製造販賣すること）の弊害があるに因り、更に其の法を定め、而して甘肅の洮河、西寧に各茶馬司を設け、四川、陝西の軍人に一箇年間に百萬斤の輸送を命じ、此等茶馬司に收貯せしめた。之を官茶と謂ふのである。私茶の境界を出づるものは斬首し、關所に於て覺察されたものは極刑に處した。民間に蓄ふるものは一月の用に供し得るに過ぎず、多くは皆官にて購買した。私に茶を取引するものは、其の茶園を沒收した。即ち金牌を製造し、牌の表面の篆字に曰ふ、皇帝の聖旨、其の下方左に曰ふ、公當差發、右に曰ふ、不信者死、番族に各一面を給し、一面は内府に收め貯へ、三年に一回交換した。大臣をして牌を齎して赴かしめ、各書類を調査し集めしめ、字號を比較對照して馬を收納せしめたが、計一萬四千五十一匹あつた。是より洮河、西寧一帶は、諸種の事が茶馬に依つて束縛禁止され、（中略）即ち祖宗百年の間、甘肅は西顧の憂が無くなつた。予即ち曰ふ、西戎を制服するの術は、茶馬の法を執るに過ぐるものあらんやと。唐時代回紇が貢物を持ち來り、馬を茶に換へてより、宋の熙寧に至る間、茶を番馬に換へるの制があり、所謂山の利を摘み、廐を良馬にて充すことが出來た。」

又封氏見聞記に云ふ。

「古人も亦茶を飲むだが、但し今の人の如く甚だしく之に溺れ、日を窮め夜を徹して茶を飲むことが殆んど風俗となつて居るが如きことは無い。始め中部から國境方面に流れ、年を経て回紇は大いに名馬を驅つて入朝し、茶を購入して歸つたが、之れ亦怪しむに足らぬ。」

#### 第四節 唐の茶、政

我が國の茶を飲む風習は、晋、魏以來漸次旺盛となり、廬、陸より以後は更に全國に普及した。故に茶の一物は當時國內國外貿易の最も重要な商品となり、遂に國家の注意を引き、即ち茶税を課した。唐代の建元初め、茶法には貢茶、稅茶及權茶の三種があつた。今記述すれば、左の通りである。

一、貢茶制度 唐代茶法の第一種は即ち貢茶にして、所謂貢茶は即ち人民が茶を政府に貢ぐ此の種の制度を謂ふものにして、德宗より始まり、憲宗、穆宗、文宗を経て廢止された。

德宗時代韓滉は奉天の人民に命じ、茶を朝廷に獻納せしめた、此の事は唐國史補に見えて居る。憲宗元和十二年(西歷八一七年)内庫から茶三十萬斤を出したが、此の茶は蓋し皆人民が獻納したものである。穆宗の即位された初年、申州の年々貢ぐ茶は之を停止した。文宗の時、新茶の貢納

の例は即ち廢した。

二、稅茶制度 唐代茶法の第二種は稅茶制度である。此の種の制度は德宗の建中三年に始まり、即ち戶部侍郎趙贊の意見に従つたものである。當時國家の財政が窘迫し、又軍費が甚だ巨額に上つたに因り、即ち平常に於て倉を充實する資金の名義を用ひ、漆、竹、木、茶の各種に百分の十の税を課した。此の種の新税が創設されて以後、人民の不平が多い爲め、興元元年には此の新税を廢止した。其の後軍費の支出が多額に上り、更に水害、旱魃の災が多く、只民田の賦税のみでは不足したから、貞元九年茶税制度を復興し、政府は即ち國用に充當することを名義とした。當時諸道鹽鐵使張滂の奏文に謂ふ、

「昨年は水害に因り、詔して減税せしめられた。今年の國用は貯へを充當されて居るのである、故に茶を産出する州縣及茶山外の商人要路は情由に依りて三等の時價を定め、其の十分の一を税とし、廢止した兩税に充當し、其の翌年後の稅收は貯へ、若し水旱の災害に遭遇し、賦税にして徵收不能の時は、此を以て之に代へんと伏して、請ひ勅許された。」

奏上後は即ち張滂に委して此の事を處置せしめ、其の徵收年額は、新唐書に記載する所に據れば、四十萬緡であつた。當時茶の稅率は百分の十にして、専ら浮梁の茶税に就いて言つた。元和郡縣志に據れば、浮梁毎年の茶の生産額は七百萬駄にして、其の茶税の收入は十五萬貫であつた。此に依

るも亦當時茶業の盛況であつたことを知る事が出来る。

穆宗が位に即くや、鹽鐵使王播は茶税の徵收改革を建議し、長慶元年(西歷八二一年)天下の茶税は増加した。當時の税率は百分の五十なりし爲め、人民は皆甚だしく之を憂へた。文宗の世に王涯、相判の二使は、權茶制度を實施したが、其の後諸道鹽鐵使兼權茶使孤楚は、又權茶制度を廢止し、稅茶の法を復興し、税率は即ち減じて百分の十となしたるを以て、人民は喜悅した。武宗が位に即くや、鹽鐵運使崔洪は、江淮一帶に於て茶税を増收し、常に茶商を抑留し、正税を徵收せる以外、尙通過税を課し、若し納入せざれば、即ち茶商の舟車を掠奪した。故に密造密賣の犯罪は益々多く起り、茶の貿易は遂に大影響を受けた。大中の初め、鹽鐵轉運使裴休は、即ち通過税を廢止し、若し祕密に貿易に従事するものがあり、一度調査發覺すれば、即ち嚴重に取締つた。是に於て商旅の不安な現象は除去された。竝に當時検査して課税せる後は、更に陳首帖子を證據として發給し、茶商をして常に携帶せしめた。若し此證書を携帶せざるものは、即ち茶の密賣者なるにより、一度調査發覺すれば、即ち私犯(密造密賣の犯罪)の刑に處した。此の制度の實施後、政府は非常に嘉賞した。

三、權茶制度 此の種の制度は、未だ實施するに至らなかつた。文宗の時、鄭注は權茶の法を建議せしが、後王涯も亦權茶の法を建議した。舊唐書の文宗本紀に謂ふ、「太和九年王涯は權茶の利を

獻策したれば、即ち涯を權茶使となし、茶の税は涯より始つたのである」と。新唐書の令孤楚の傳に云ふ、「鄭注は茶係使を建てんことを奏し、王涯は又官は自ら茶園を治めて茶樹を植え、人民を使用せざることを議した。」權茶制度の意義は、王涯の意見に據れば、民間の茶樹は皆官園に移植し、竝に民間の私に栽植することを禁止し、官茶は又人民の自由販賣を禁止し、若し民間に私に茶を製造するものあれば、調査發見すれば、即ち盡く燒棄するにある。鄭注の權茶制度に對する意見は、前者と稍異り、人民の茶園は官廳にて借入れ、之に茶樹を栽植するものにして、即ち之を受取りてより後、民間の茶樹を官場に移植せしめ、其の舊積に課税するにある。故に天下は大いに怨みたり。太和九年十一月王涯は誅せられ、令孤楚が代つて鹽鐵使兼權茶使となるや、權茶の法は廢止し、復た納稅せしめ、課税の價格を増加せしめた。李石が宰相となるや、茶税は皆鹽鐵に歸し、貞元の舊に復した。

## 第五章 宋代の茶業

### 第一節 茶の生産

一、産地及産額 四川省は即ち古代の茶の生産區域にして、太平御覽卷八六七の雲南記に謂ふ、「蒙

山は雅州に在り、凡そ蜀茶は盡く此處より出づ」と。雅州は現在の四川省の雅安縣にして、即ち蜀茶の中心地である。當時蜀茶の産額は、江淮一帶の夫れに比較すれば、尙僅少であつた。宋史の呂陶傳に記載されたる所に據れば、「四川の茶の生産量は、東南の十分の一にも及ばぬ」と。

宋代茶を産出する各省中、己に知られたものは福建、浙江、四川、江蘇、安徽、江西、湖北、湖南等の處である。今更に各省の産地を詳細に記述すれば、左の通りである。

- 山 南 硤州(遠安、宜都、夷陵)、喪州、荊州、衡州、金州、梁州、
- 淮 南 芝州、義陽郡、舒州、壽州、鄆州、黃州、
- 浙 西 湖州(長興縣)、常州、宜州、杭州、睦州、歙州、潤州、蘇州、
- 浙 東 越州、明州、務州、臺州、
- 黔 中 恩州、播州、貴州、夷州、
- 江 南 鄂州、袁州、吉州、
- 嶺 南 福州、建州、韶州、象州、

以上各茶産出區域の毎年の産額合計は、左表の通りである。

地 域	産 額
江 南	10,170 千斤
浙 荆	1,279 千斤
湖 福	2,470 千斤
建 合	3,535 千斤
計	14,454 千斤

二、名稱及製法 宋代の茶は、大別すれば片茶と散茶の二種に分る。片茶の製法は、先づ青茶を蒸して柔軟ならしめ、然る後竹片上にて葉を巻き、焙室中に置いて之を焙る。著名な片茶には龍鳳(團片)、石乳、頭乳(以上は狭片)、京乳、白乳、頭金、蠟面、頭骨、次骨、末骨、麤骨、小挺(以上は闊片)等の名稱がある。片茶中蠟茶が最も著名にして、事物記原の楊文公の談苑に謂ふ、「蠟茶は建州に産出し、江右には近日蠟面との名稱がある」と。宋史の食貨志に謂ふ、「建寧の蠟茶は北苑第一にして、上食として供し、賜予に備ふ」と。宋熊蕃の宣和北苑貢茶錄に謂ふ、「蠟面は即ち福建に産し、……南唐では年々諸縣民を率ひて茶を採り、北苑は初め研膏を造り、繼いて蠟面を造つた。太平興國の初年北苑は團茶を造り、庶飲に分つた」と。此に依つて之を觀れば、蠟茶は一名蠟面と稱し、福建の建州に産出せるものである。建州は即ち唐代の舊名にして、宋代には即ち寧府と稱され、最近は又建寧と命名されて居る。片茶の名稱は甚だ多く、産地に就いて區別すれば、左の通りである。

產地	名稱
餘州	進寶、雙勝、寶山、兩府、
興國軍	仙芝、嫩蕊、福合、祿合、運合、慶合、指合、
饒州	泥片、
池州	泥片、
虔州	綠英、金片、
袁州	玉津、
臨江軍	靈川、福川、先春、早春、華英、夾泉、勝金、
歙州	獨行、靈艸、綠芽、片金、金茗
潭州	大拓枕
江陵	大巴陵、小巴陵、開勝、開捲、小捲、生黃、翁毛、
岳州	雙上、祿芽、大方、小方、東首、淺山、薄側、
辰州	東首、淺山、薄側、
澧州	東首、淺山、薄側、
光州	第一より二十六號に至る合計二十六名、

宣州 江州、鼎州、止州、第一より五號に分つ、  
 散茶は莖を卷きたる粗大なものにして、其の品質は片茶に比較して劣等である。其の製法は上記せる所と略同様であり、其の詳細は宋蔡襄の茶録を参考とすべきである。散茶の種類は、左の通りである。

產地	名稱
太湖	龍溪、次號、末號、
淮南	綠子、楊樹、雨前、雨後、
荊湖	清口、
江南	一より十一に至る計十一號、
江湖	上、中、下の三等に分つ、

其の他朝廷に貢ぐ茶は、之を貢茶と云ひ、貢茶の名稱は左の如く多種ある。  
 貢鈔、試新貢、白茶、龍團勝雪、承平雅玩、龍鳳英華、玉除清供、啓沃承恩、御苑玉葉、萬壽龍茶、上林第一、乙夜清供、雪英、蜀葵、金錢、玉華、寸金、無比壽芽、萬春銀葉、宜年寶玉、玉清慶雲、無疆壽龍、玉葉長春、瑞雲翔龍、長壽玉圭、興國巖鈔、香口焙鈔、上品揀芽、新收揀芽、太平嘉瑞、龍苑新春、南山應瑞、興國巖揀芽、興國巖小龍、興國巖小鳳（以上は皆



細形)、揀芽、小龍、小鳳、大龍、大鳳(以上は皆大形)。

## 第二節 茶の消費

唐の末年、飲茶の風習は平民にも普及し、宋代の初年は此の風習が依然として保持された。當時人口が増加したから、茶の需要も亦大いに増加し、茶の産額も亦逐年多きを加へた。當時人民の茶を嗜好することは益々深く、茶を日常の娛樂的飲用料と爲し、茶器の如きは特に精巧を極め、茶質の鑑賞は愈精密となつた。宋代は茶に關する著作甚だ多く、梅堯臣の新茶を送りて建州の沈屯田に答ふるの文、王仲儀の友に送りて門茶を答ふるの文、張主簿の雅山茶を贈り竝に次韻の詩、李仲求の友の建溪茶を寄するに答ふる文、歐陽修の聖俞に呈して新茶を嘗めしむるの文、又龍茶を送りて許道人に與ふるの書、黃庭堅の蘇子瞻に雙井茶を送るの詩、又孔章父に雙井茶を送るの文、蘇軾の安靜上人に茶を贈るの書及王安石の和甫に與ふるの茶詩等がある。

## 第三節 茶の貿易

宋の初年茶の貿易は、皆民間の自由經營に屬した。文獻通考に記載されたる所に據れば、「商人は茶を西北に送り、之を夷狄の間に散じたから、其の利益は非常なものであつた」と。然るに熙寧七

年(西歷一〇七四年)茶の國外輸出を塞ぎ、其の權利は皆國家の獨占に歸せしめた。當時陝西省の秦州、鳳州、燕河等の處には皆茶馬司が設けられ、蕃馬の輸入及茶の輸出等の事を掌つた。

熙寧七年蕃馬の輸入には、茶の生産量が減少せるに因り、銀帛を交附した。元豐六年(西歷一〇八三年)茶を輸出し、上馬一匹は茶一駄と交換した。淳熙四年(西歷一一七七年)馬の價格が暴騰し、殆んど以前に比して十倍となり、四尺四寸の下馬にても、茶十駄と交換された。當時の輸出茶は、皆四川省産の粗茶であつたが、乾道末年に至つて始めて細茶をも輸出するに至つた。

蕃馬の輸入數は、建炎二年(西歷一一二八年)は二萬匹に達し、乾道初年(西歷一一六五年)は即ち九千餘匹に減じ、淳熙初年は計一萬二千九百九十四匹であつたが、其の後の輸入は逐年減少した。其の減少の原因を究むれば、即ち左の三種の理由がある。

- 一、茶の價格が下落し、馬の價格が騰貴せること、
- 二、宋茶の輸出は、金國の競争があり、阻礙されたこと、
- 三、國境に於ける茶の密賣商の横行、

## 第六章 元代の茶業

元代の茶業制度は、南宋滅亡後の至元一、二年間に大發展を來したものである。初め元代には僅

に四川省の茶に税を課せしのみなりしが、南宋を併呑せる後、權茶區域は著しく擴大せるものにして、先づ江西省に於て實施し、其の後湖北、湖南、福建、廣東の各省に於て實行した。故に權茶の收入は逐年増加した。元代の茶業制度は、至元四年(西歷一二六七年)より宋の稅茶制度を採用し、同五年(西歷一二六八年)より同七年(西歷一二七〇年)に至る間は權茶制度を採用し、同八年より同十一年に至る間は、人民の自由買賣を許可し、同十二年に及び南宋の滅亡せる後も尙權茶制度は繼續採用した。此により元代の茶業制度は、權茶制度を以て根本となせることを知り得る。

### 第一節 茶業機關

元は、至元五年(西歷一二六八年)四川省の茶業に對し、己に權茶の法を施行し、京兆及鞏昌には共に權茶局を設置し、同六年(西歷一二六九年)西蜀の四川に又監權茶場使司を設置した。江南に權茶制度を實行せる後、同十四年又江淮一帶に江淮權茶都運司を設置し、同十六年(西歷一二七九年)江西に權茶運使を設け、同十七年(西歷一二八〇年)江州に又權茶都運司を置き、江、淮、荆、湖、福、廣の茶を掌理せしめた。同二十五年(西歷一二八七年)更に兩淮都轉運使及江西權茶都轉運司を置き、兩淮及江南の權茶事務を掌管せしめた。(其の下に又十數處の權茶提舉司ありて各管内の業務を掌る。)天歷二年(西歷一二三九年)にも兩淮都轉運司及江西權茶都轉運司は即ち繼續存在した。皇

慶二年(西歷一二三二年)權茶批驗所及茶由局を設け、翌年即ち延祐元年(西歷一二三四年)には茶由局を改めて批驗茶由局とした。元統元年(西歷一二三三年)には權茶運司を江西、湖廣、江淮、河南等の處に設置し、其の後又提舉司を數處増設し、權茶運司の事務を輔佐せしめた。

### 第二節 權茶の收入

至元十二年江南に權茶制度を施行し、延祐元年に及び其の實收額は三十九萬二千餘錠に達したが、其の後は減少して二十五萬錠或は二十八萬錠となつた。今至元十二年後の權茶の收入を逐年比較すれば、左の通りである。

年 號	西 歷	權茶收入
至元十三年	一二七五年	一、二〇〇錠
同 十四年	一二七六年	二、三〇〇錠
同 十五年	一二七七年	六、六〇〇錠
同 十八年	一二八〇年	二四、〇〇〇錠
同 十九年	一二八一年	二〇、〇〇〇錠
同 二十三年	一二八五年	四〇、〇〇〇錠
元 貞 元 年	一二九五年	八三、〇〇〇錠
至 大 四 年	一三一一年	一七一、一三一錠
皇 慶 二 年	一三三三年	一九二、八六六錠

年 號	西 歷	權茶收入
延祐元年	一三二四年	三九一、八七六錠
同 五年	一三二八年	二五〇、〇〇〇錠
同 十年	一三三三年	二八九、一一一錠

元代權茶の收入が逐年増加せるは、左の數種の理由がある。

- 一、專賣の區域が擴大せること、
- 二、貿易の數量が増加せること、
- 三、茶課の賦税が増加せること、
- 四、茶課の阻礙になることを除去せること、
- 五、茶の密造密賣を嚴禁せること、

中統二年には、茶引は一引に付き茶課二緡を支拂ひ、至元十三年には、長引は一引に付き五錢四分二厘八毫を支拂ひ、短引は一引に付き四錢二分八毫を支拂つた。同十七年(西歷一二七九年)には長短引を廢止し、専ら一引に付き二兩四錢五分を支拂つたから、此を同十三年に比較すれば、實に約五倍の増徴となつた。其の後更に每引は四兩に改めたから、又二倍の増徴となつた。同二十三年(西歷一二八六年)三月、江西權茶轉運使李起南の意見に因り、江南茶每引の價格は多く三貫六百文なりしも、五貫に改めた。同三十年(西歷一二九三年)には茶由(九斤)は一引に付き茶課一兩を支拂

つたが、更に批引局は每引に付き又一錢を増收した。此を同十三年の短引(九十斤)一引に付き四錢餘を支拂ひたるものに比較すれば、實に二十六倍の増加である。同二十六年(西歷一二八九年)丞相桑哥は引税を十貫に増加した。元貞元年(西歷一二九五年)江南茶の江北移往には復た茶税を課し、又江南の販賣者は江北と共に同一の課税を徴收された。

元代の茶法は甚だ嚴重である。至元三十年(西歷一二九三年)江南の茶法を改め、各茶商の茶は必ず引を受けしめ、引無きものは私茶(茶の密造密賣)と同様なりと看做した。皇慶二年權茶批驗所及茶由局を設置し、茶引及茶由に對しては嚴密な検査を行つた。天歷二年茶法を制定し、若し密造の茶を携帶し、或は茶引を偽造するものがあれば、一度調査發見すれば、六十の杖刑に處し、其の茶の一半は官にて沒收し、一半は即ち告發者及逮捕者に賞として分配することゝなし、若し茶園、製茶者及運船茶主にして、情を知つて所持し、申告せぬ者は、上記のものと同一の罪に處し、其餘の茶引の偽造の如きは、即ち其の家産を沒收し、告發者には即ち賞を與ふことゝした。(續文獻通考を見るべし)

### 第三節 引由の性質

元の茶に對する課税は、大體宋の舊制度に従つたものにして、世祖の至元六年西蜀の四川に鹽權

茶場使司を設け、之を掌らしめた。同十二年には既に宋を平定し、復た左丞呂文煥の言を用ひ、江西茶に課税し、繼て又長引、短引の法を定め、三分の一を取ることにした。長引は毎引計百二十斤とし、短引は九十斤とし、皆其の税を徴收した。同三十年には又茶由は少量の茶を賣る者に給し、其の由は斤數の多寡に依つて十等に分ち、通常一斤より十斤迄とした。茶引の課税率は、一斤に付き常に二錢七分二厘二毫を支拂ひ、茶由の課税率は、一斤に付き一兩一分一厘一毫を支拂ふのである。茶引の普通有効期間は、茶由に比して長く、又茶引の發行量は茶由に比較して多く、茶引毎年の發行量は一百万枚に達し、茶由の發行量は僅に十五萬三千九百二十一枚であつた。以上記述した所を綜合すれば、茶引と茶由とは、以下の如き四種の區別があることを知る。

- 一、茶引の販賣量は多く、茶由の販賣量は稍少い、
- 二、茶引の賦課率は重く、茶由の賦課率は稍輕い、
- 三、茶引の有効期間は長く、茶由の有効期間は短し、
- 四、茶引の發行量は多く、茶由の發行量は稍少い、

## 第七章 明代の茶業

### 第一節 茶の生産

一、産地及産額 明代の茶の生産地は、陝西、四川、湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、浙江、福建の諸省にして、今更に各省の主要生産地及産額を分述すれば、左の通りである。

甲、陝西省 陝西省は漢中府の金州、石泉、漢陰、西郷、平利の六縣が茶の生産最も多く、洪武四年（西歷一三七一年）茶園の面積は四十五頃七十二畝にして、茶樹の總數は計八十六萬四千五百十八株に達した。

乙、四川省 四川省の茶の生産區域は、保寧府、夔州府、成都府が最も著名であり、重慶府、嘉定州、瀘州、雅州が之に次ぎ、巴州、通江、廣充、南江、建昌、東郷、利江、天全、永寧、建始、烏蒙、鎮雄、碭門、筠連が又其の次である。洪武五年（西歷一三七二年）に於ける該省の茶の生産地は計四百七十七處あり、茶樹の總數は計二百三十八萬六千九百四十三株に達し、茶の栽培者は凡そ三百十五人あつた。

丙、其の他の各省 其の他の各省の茶の生産地は、左の如くである。

- 安徽省 蘆州府、徽州府
- 江西省 南州府、饒州府
- 湖南省 長沙府、寶慶府
- 湖北省 荊州府、武昌府
- 江蘇省 常州府、蘇州府、鎮江府、應天府
- 浙江省 湖州府、嚴州府、衢州府、紹州府
- 福建省 建寧府

二、種類及品質 明代の茶の種類は、各種の標準に依つて之を區別することが出来る。

甲、茶法上の區別

- A 官茶 朝廷の引由に依つて取引するもの、
- B 私茶 偽造の引由に依つて取引するもの、

乙、品質及製法上の區別

- A 葉茶
  - i 芽茶
    - (a) 探春
    - (b) 先春
    - (c) 次春
    - (d) 紫筍

2 粗茶

B 團茶

- 1 大龍團
- 2 小龍團

丙、産地上の區別

- A 漢茶 漢茶は即ち陝西省産にして、品質は優良であり、味甘く葉薄きも、惜いかな産額が甚だ少い。
- B 川茶 川茶は即ち四川省産にして、品質は又優美であるが、其の価格は甚だ高く、其の産額は多く無し。
- C 湖茶 湖茶は即ち湖南省産にして、品質は劣等であり、其の価格は甚だ低廉であるが、産額は甚だ多く、味は苦い。此の茶は即ち蕃人が飲用するものである。

第二節 茶の政策

明代の茶の政策は、産額の増加、種類の制限及茶課の徴収に就いて言ふ。

一、産額の増加 洪武二十四年(西暦一三九一年)は經營者の無い茶園が甚だ多く、大部分は荒廢し

て居たから、軍人が之を栽培して採取した。當時庸役と租税とを免除したから、茶の産額は増加した。

二、種類の制限 洪武二十四年(西歷一三九一年)建寧府は大小龍團の製造を禁止し、同時に芽茶の製造を許可した。此の事は大政記に次の如く記載されて居る。「洪武二十四年九月庚子建寧に詔して年々上供茶を献上せしめ、龍團の製造を禁止し、茶間屋には唯茶芽の採取を許し、役人に送らしめた」と。是に於て茶の種類は唯政府の制限通りとなつた。

三、茶課の徴收 明代茶課の徴收は、茶の栽培者の所有株を以て數の標準と爲し、當時の税率は十株に付き税二兩を課した。是が主のある茶園に課税する法である。主の無い茶園の課税は、更に苛重にして、收穫の百分の八十を官に納めしめ、其餘の百分の二十は種植した兵士に給與して受領せしめた。大明會典に記載された所に據れば、「洪武四年陝西省の漢中府、金州、石泉、漢陰、平利、西郷縣の茶園は奏請して許可され、十株に付き官は一株を取り、……主なきものは城を守る兵士をして栽培及採取せしめ、十分を率とし、官は八分を取り、兵士は二分を取ること、した」と。又謂ふ、「洪武五年四川の茶の生産地方に命令し、例に照して一株に付き官は一分を取り、茶二兩を徴收し、其の主なきものは人に種植せしめ、十分を以て率とし、官は八分を取つた。」

以上の税率は、當時各地共に一樣に行れた。茶課は茶の收入を以て原則としたが、其の後各地は漸次法規に従つて實行することが不可能となり、人民も亦漸次銀及絹を以て代へた。然し茶の納税は即ち茶を納入すべきであるが、若し金錢を納め或は絹布にて納むるには、即ち價格に應じて納入するのである。大明會折中に記載して謂ふ、「成化五年(西歷一四六九年)陝西の布政司に令し、金州等の處の茶課は成化より始めて茶を以て納めしめた。其の從來徴收した銀、絹布は豐年の時に茶を斤量にて買收し、各茶馬司に送附して貯藏せしめ、以て馬と換へる爲めに備へしめた」と。

### 第三節 茶の消費

明代茶の消費は、人民の飲料用に供する以外、其餘の大部分は蕃馬輸入の代價となし、又官廳の經費に充當して居る。洪武五年(西歷一三七二年)四川省の礪門、永寧、筠連等の諸縣は共に粗茶を産せしが、人民は常に貨物を輸入する代價とした。洪熙元年(西歷一四二五年)四川省保寧府の官倉にては、常に芽茶を收蓄し、時價の多寡に依つて常に一般官吏に支給し、其の俸給に代へた。正統六年(西歷一四四一年)甘肅の官倉も亦茶葉を收蓄した。宣德及正統元年以前は、陝西の行都司及甘州左等の衛所の官員の俸給も、亦常に茶を以て支給した。正統八年(西歷一四四三年)陝西及甘肅の官倉は、共に茶葉を收蓄し、軍隊及官吏の俸給の支給に備へた。景泰二年(西歷一四五一年)及同

五年(西歷一四五四年)四川省は、貯藏せる茶を官吏と軍隊に俸給及食糧として支給した。

### 第四節 茶の貿易

明代茶馬の取引は、共に國家に於て獨占し、國境に茶馬司を設置した。明代の初年陝西省には曾つて茶馬司を六處設置したが、左の通りである。

鞏昌府、駱駝巷、稍子堡、高橋、火鑽峪、臨洮府、伏恙、寧遠、以後増設した茶馬司の區域は左の通りである。

洮州	洪武七年	(西歷一三七四年)
甘州	洪武三十年	(西歷一三九七年)
西寧	永樂九年	(西歷一四一年)
河州	嘉靖十四年	(西歷一五三五年)
礪門	嘉靖四十三年	(西歷一五六四年)

此の外莊州、浪州、漢中等の如き處にも亦茶馬司が設置され、此等茶馬司の茶馬取引は一定の時期があり、即ち六、七の兩月である。今茶馬の價格の變動を表記すれば、左の通りである。

年	號	西歷年次	價				市場
			上馬	中馬	下馬	普通	
明初年	一七	一三	一〇〇斤	七〇斤	五〇斤	河州茶馬司	
洪武	一七	一三	四〇斤	三〇斤	二〇斤	烏撒烏蒙東川芒部	
同	一七	一三	二〇斤	七〇斤	五〇斤	礪門茶馬司	
同	二一	一三	二〇斤	七〇斤	五〇斤		
同	二二	一三	二〇斤	七〇斤	五〇斤		
同	三二	一三	二〇斤	七〇斤	五〇斤		
弘治	三三	一四	一〇〇斤	八〇斤	一〇〇斤	番城	

各茶馬司毎年の茶馬貿易の數を統計すれば、左の如くである。

年次	司名	洮州	西寧	河州	合計
一三六八年	一年	三、〇五〇匹	三、〇五〇匹	七、〇七五匹	一三、八〇五匹
一六〇一年	一年				一一、五〇〇匹
一六二一年	一年				一三、九〇〇匹

當時茶の輸出數量は、左の通りである。(此の當時中馬の價格は、茶七十斤として計算する)

一三六八年  
一六〇一年  
一六二一年

九六六、三五〇斤  
八〇五、〇〇〇斤  
九七三、〇〇〇斤

弘治三年(西歴一四九〇年)西寧、河州、洮州の三茶馬司の輸出茶は、計百萬斤にして、今各茶馬司の輸出數量を列記すれば、左の通りである。

地名	河州	西寧	洮州	合計
輸出量	四〇〇,〇〇斤	四〇〇,〇〇斤	二〇〇,〇〇斤	一〇〇,〇〇斤

弘治三年上馬一匹は茶百斤に相當し、中馬は茶八十斤に相當し、上中馬の平均數は九十斤となつて居り、同年馬の輸入數は、一萬一千百餘匹に達した。此に依つて觀れば、茶馬の輸出入數は、大體皆一定せるもの、如く、茶の輸出は百萬斤内外であり、而して馬の輸入は一萬二、三千匹内外である。

明代茶馬の貿易は國家の獨占であつたから、茶の輸出に依つて得た利益は、甚だ巨額であつた。蕃僧(宣教師)と茶商とは常に密議を行ひ、密貿易を計畫したが、然し其の取締法が甚だ嚴重であつたから、其の事は容易に實行されなかつた。

## 第八章 清代の茶業

### 第一節 茶の生産

清代我が國の茶の生産量は世界第一位であり、産地の廣大なることは又各國に冠絶して居た。茶

の生産地は計十三省に及び、最も著名なるものに湖北、湖南、江西、福建、安徽、浙江の六省があり、此の外尙江蘇、四川、貴州、雲南、甘肅、廣東、廣西の七省も生産を見た。今最も著名な各省の主要生産地を記述すれば、左の通りである。

- 一、湖北省 南漳縣、穀城縣、廣濟縣、黃梅縣、蕪水縣、通城縣、咸寧縣(柏塾、馬橋鋪)、崇陽縣(大沙坪、小沙坪、白霓橋、駁岸)、蒲圻縣(羊樓峒、羊樓司)、通山縣(楊芳林)、興國州即ち今の陽新縣(龍港)、嘉魚縣、興山縣、宜昌縣舊名東湖縣、鶴峯縣、五峯縣舊名長東縣、歸州即ち今の秭歸縣、思旋縣、利川縣、鄖陽縣、竹谿縣、
- 二、湖南省 石門縣、臨湘縣(鼎家市、白荆橋)、巴陵縣即ち今の岳陽縣(雲溪、北溪、晋溪)、平江縣(浯江、長壽街)、益陽縣、湘潭縣、醴陵縣(張家碑瀉山)、安化縣(藍田)、瀏陽縣(高橋、永豐)、湘陰縣、湘鄉縣、桃源縣、武陵縣即ち今の常德縣、新化縣、
- 三、江西省 吉安縣、遂川縣舊名龍泉縣、武寧縣(禮溪、寧州)、鉛山縣(河口鎮)、玉山縣(桐木關)、
- 四、安徽省 績溪縣、歙縣、邪門縣、婺源縣、黟縣、休寧縣、大安縣、霍山縣、秋浦縣舊名建德縣、寧國縣
- 五、浙江省 紹興縣舊名山陰會稽兩縣、上虞縣、嵊縣、新昌縣、蕭山縣、諸暨縣、餘姚縣、杭縣舊名錢塘縣(泗鄉鎮、留下鎮)、餘杭縣、臨安縣、鄞縣



## 六、福建省

閩侯縣(北嶺、板洋)、羅源縣、古田縣、屏南縣、建陽縣(水吉)、政和縣、崇安縣  
 (武夷、東風塘、界會)、建甌縣舊名建安甌甯兩縣、松溪縣、沙縣、順昌縣、永安縣、  
 大溪縣、將樂縣、福鼎縣(相山)、霞浦縣(白林)、福安縣、邵武縣、光澤縣(洋口)、  
 安溪縣、漳平縣、甯洋縣

以上列記した處は、即ち主要各省の生産地にして、其の他の各省は姑く之を省略する。清代の茶の生産量統計は、實に調査の困難なるものにして、之を書籍に徴するも、又其の記載されたるものは僅少である。此の外茶の種類と品質及其の製法の如きは、大體皆近代と類似して居る。我が國の茶商及製茶者は、皆舊法に従ふのみにして、其の改良の如きは思ひ及ばぬ處である。故に清代の茶の種類、品質及製法を知らんと欲すれば、現在の情態を観れば、之を知るに便である。

## 第二節 茶税及茶政

清代の順治二年(西歷一六四五年)陝西茶馬事例を制定し、此により先元年の時、西蕃と馬を換ふることを規定し、每茶一籠は重量十斤とし、上馬は茶十二籠と換へ、中馬は九籠と換へ、下馬は七籠と換へることとし、差御史が茶馬司を管轄することとなつた。康熙四十四年(西歷一七〇五年)巡視茶馬官員を裁減し、甘肅の巡撫の兼管に歸せしめたるにより、此れより茶馬の兩政は二に分れ

た。雍正八年(西歷一七三〇年)川茶征稅例を定め、諭旨を奉じ、川茶は皆園を論じ樹を論じて稅額を定め、茶稅は斤兩に依つて收納した。初め毎斤は唯銀四絲九忽を納めしめたが、其の後増加して毎斤の課稅は一釐二毫五絲とした。今の各商人は茶の價格内に稅を含めしめて取引して居り、即ち引に隨つて稅を課し、地方官に赴いて數に従つて送附した。乾嘉以後は陸續として銀兩に改めて徵收した。而して茶課の徵收標準は、皆引を單位として計算し、鹽稅と略同様である。戶部にて公布せる茶引の規定茶法例款は、約六項に分れて居る。

- 一、凡そ私茶を犯すものは私鹽と同罪とす。
- 二、己に檢査濟となるも、引を受けずして入山し、詐るものは私茶として論ず。
- 三、官業は茶引を給するものにして、茶を生産する府、州、縣に交付する。凡そ商人が茶を購入するには、官に數量を記載したる書證を提出して銀を納め、引の支給を受け、始めて國境の搬出を許可さるものである。茶の取引は毎引を百斤と爲し、茶の引に及ばぬものは之を畸零(端數)と謂ひ、別に由札を備へて之を支給するが、量、地の遠近に依つて限程を定めて居る。經過地方の執照(鑑札)は、若し茶に由引無きもの及茶引を所持せざるものは、共に告訴或は逮捕を許し、其の茶引を有する數量に合致せず、或は餘分の茶を有するものも亦逮捕し訊問する。茶を賣却せる時は、即ち初め支給されたる由引を賣茶官司に赴いて返納す。該府、州には各委

官一名居りて處理す。

四、私茶五百斤を携へて取引せるものは、現行の私鹽例に照して護送從軍せしむ。

五、假茶五百斤以上を製造せるものは、其の本人竝に之を轉賣せるものも共に訊問護送して附近地方の軍隊に從軍せしめ、若し店舗にて一千斤以上を隱匿せるものも例に照して護送服役せしめ、前數に及ばざるものは罪を訊問し、常例に依つて處罪す。

六、茶法を行ふ地方は、江蘇、安徽、浙江、江西、湖南、湖北、四川、雲南、貴州、陝西等の諸省である。

以上の六項は茶法の例款である。各省の茶引數は、時に増減があるが、總數は約七十萬引内外であつた。咸豐、同治以後、原定の引制は漸次文を具備した。督撫は茶商の請に因り、常に多くの舊制を變更した。光宣の交、東南各省の茶稅徵收は、抽厘の法を採用したが、唯國境附近の各省は、即ち舊時の雛形を具備して居た。

### 第三節 茶の貿易

清の初年茶の貿易は、明代の舊例に従ひたるものにして、即ち茶を馬に換へたのである。茶馬の兩政が分立してより後、茶の貿易は逐次増加し、更に我が國と西歐各國との通商が開けてより以來、

茶の國外貿易は驟然として發展し、國産品中第一位を占めた。其の後印度、錫蘭、日本、爪哇に茶業が勃興し、中國茶は先づ印度茶に收れ、更に錫蘭に收れた。清代中國茶の仕向地として最も重要な國家は、英、露、米の諸國である。茲に各國との貿易情態を分述すれば、左の通りである。

英國 康熙二年（西歷一六六三年）東印度會社は英帝に紅茶二封度を贈呈し、每封度に獎勵金五十志を得た。此の事があつて以來、英國人は皆飲茶を樂む様になつた。同七年に至り、東印度會社は遂に英國政府に登録し、特に茶の國內輸入を許可されたる爲め、此れより茶業は愈々發達し、販路は日に擴張され、十年間に中國茶の英國に輸入されたる數量は四、七四〇封度に達した。十八世紀即ち嘉慶年間、英國の人口は日に増加し、茶の使用も亦増加を示した。當時茶の利益は専ら東印度會社が獨占した。乾隆四十九年該會社は毎年四回競賣することを規定し、價格の下落に因つて益々利益を獲得した。然し同時に頗る衆人の怨みを招き、卒に人民の反對を受けたるにより、茶業の壟斷は始めて解除された。道光十三年より中國茶の英國輸入は以前に比して更に激増し、中、英商業も亦日に漸次發達し、同十六年中國茶の英國の輸入されたる數量は四〇、〇〇〇、〇〇〇封度となり、同三十年には増加して五四、〇〇〇、〇〇〇封度となり、咸豐十年には七八、〇〇〇、〇〇〇封度に増加し、同治十九年には一二〇、〇〇〇、〇〇〇封度に増加し、光緒六年には一六〇、〇〇〇、〇〇〇封度に増加した。此の當時中國茶は英國市場に在つて進出するも後退すること無く、實に中、英

茶業貿易の旺盛時代を出現した。一八八〇年は極めて旺盛な時期に達したが、其の後は漸次衰微を辿り、光緒三十四年には、中國茶の英國に輸入されたは己に三七、二三九、五六四封度に減退し、宣統三年には僅に八、四八四、〇〇〇封度に後退した。

露國 我が國の對露輸出茶は磚茶が主である。明の崇禎十二年(西歷一六三九年)中國茶は己に直接露國に輸入された記録があるが、然も當時は僅に旅行者が見本として携帶し、珍寄に思はれたのみにして、未だ茶を以て業と爲すには至らなかつた。清の乾隆十二年(西歷一七四七年)に及び、中國茶の露國に輸入された量は二萬五千餘斤に達した。道光八年露國政府は高加索、黒海一帶に在つて自ら茶園を開かんとせしが、果さなかつた。此れ露國人と茶との關係が起つた始めである。清の道光三十年露國の極東艦隊は航路を始めて開き、西伯利亞鐵道も亦次第に通ずるに至り、中國茶の對露輸送は日に益々便利となり、斯業も亦漸次隆盛となり、輸出額は即ち六二八、〇〇〇封度に増加した。此の當時印度、錫蘭、日本、爪哇の茶業は全く幼稚なりしを以て、露國に在つて消費さる、茶の供給は、全く我が國の獨占に歸した。福州が開港場となりてより後、英國商の製茶機を輸入し、此れを業とせるものは、皆大いに利益を得、一時に三工場の開設を見るに至り、光緒六年磚茶の生産量は一三七、〇〇〇、〇〇〇封度に達した。然し福州の磚茶は、光緒八年より以後漸次衰微した。此れは蓋し此の磚茶は露國に大量に輸出されるのみであり、其の後露國人も亦常に福州、漢口、九

江の三港に在つて自身に購買し、幾何も無くして更に漢口に工廠を設け、自身に磚茶を製造し、毎年の輸出量は計四〇〇、〇〇〇擔に上り、中國茶商の直接露國輸出は、遂に其の打撃を受くるに至り、此より以後毎年の對露輸出は漸次減退し、光緒三十年の如き、中國茶の對露國輸出數量は己に十分の三を減少した。

米國 米國は我が國の綠茶の一大顧客である。康熙五十年中國茶は英國を經由して米國に輸入されたが、米國が獨立してよりは、即ち我が國と直接の通商開け、其の最も先に取引された品は、即ち中國茶であつた。乾隆四十年に及び、米國の中國皇后號船は我が國に至り、翌年中國茶を滿載して歸國した。其の當時我が國の茶業を經營せるものは著しく利益を得た。翌年又商船二艘來り、茶八十萬封度を積載して去つた。其の後同五十一、二年頃、更に米國商船五艘來り、每艘茶一百萬封度を積載し去つた。同五十五年より後、中、米の茶業は更に盛となり、同五十九年米國は迅速汽船を建造して茶の輸送用に供した。十八世紀の末葉、即ち光緒十六年前後、米國の茶の輸入量は約二百六十萬度封に上つた。同二十九年中國茶の米國に輸入された數量は四一二、九八三擔に達し、同三十三年には減退して二八三、三五一擔となり、宣統三年に及び、更に減退して僅に一五八、六〇二擔となつた。

清代の茶の輸出貿易は、十九世紀の中葉頃が最も旺盛にして、其の數量は三億萬封度に達した。

十九世紀の末葉に及び、印度、錫蘭及日本の茶業が勃興し、競争が開始された。但し各地の市場は、大部分尙中國茶の占有に歸して居た。一九〇四年に至り、印度茶は我が國の茶を凌駕するに至り、清の末年、即ち宣統年間には又後輩たる錫蘭茶に敗を取るに至つた。今一八九六年より一九一一年に至る、我が國の茶の輸出情態竝に印度、錫蘭、日本、爪哇の四茶生産國の輸出情態を各年別に比較すれば、左表の通りである。

(單位千封度)

年次	中國	印度	錫蘭	日本	爪哇
一八九六年	三三三三三	一五〇四二	一一〇九五	四三六七七	七一八六
一八九七年	三二二八七九	一五三三四五	一一四四六〇	四三三三六	
一八九八年	二二五九八四	一五八五三九	一二三三九六	三九三三二	
一八九九年	三三三三三	一七二六四	一二九六三	四〇九一五	
一九〇〇年	一九六四六	一九三三〇	一九二六五	三八〇二七	一六八三〇
一九〇一年	一六二二三	一八二五九四	一四四二七六	三六二二九	一七六四三
一九〇二年	二〇六七九	一八三七一	一五〇八三〇	三九三三三	一七八〇二
一九〇三年	三三三三三	二〇九五五	一九三三七	四三三三四	三二七〇四
一九〇四年	一九三六二	三三四三二	一五七九七	四二五五〇	三〇三三四

一九〇五年	一八二九三七	三三四三〇〇	一七一五七七	三三四〇六	三五六五〇
一九〇六年	一八七二七〇	三三三三三〇	一七二五八	三七七九七	二七四五五
一九〇七年	二四九六三	三三三三三〇	三八一三六	三四三〇五	二九三三六
一九〇八年	二〇一五二	三三三三三〇	一八一四三七	三一五七一	三六五八〇
一九〇九年	一九九七五	二五〇五二	一八九五八六	三五九四八	三六六七九
一九一〇年	二〇八一〇七	二五六四九	一八六九二五	三八八七四	四〇六三九
一九一一年	一九四〇四〇	二六三五六	一八四七二	三九〇七七	五〇三六三

更に一八九六年より一九一一年に至る、中國茶の輸出中、紅、綠茶及磚茶の消長狀況を三回の平均數を以て表記すれば、左の通りである。

(單位千封度)

年次	紅茶	綠茶	磚茶	茶末	合計
一八九六年—一九〇〇年の五年平均數	八六四六三	二〇三三三九	四九〇六四〇	八八〇	一五九七四四
一九〇一年—一九〇五年の五年平均數	六九八五九〇	二四五六二六	四九六二〇五	三六四五	一四三〇五六
一九〇六年—一九一一年の六年平均數	六四四五四九	二六六七二五	六〇五六六八	七九五	一五二九二六

## 第九章 近代茶業史

### 第一節 茶の生産

#### (一) 産地

近代我が國の茶生産地は、長江流域一帯及福建、廣東の諸省が最も著名であり、此の外廣西、陝西、貴州、雲南、甘肅、河南、山東等の諸省にも亦産出して居る。今各省の重要産地を分述すれば、左の通りである。

江蘇省 常州、鎮江、松江、江甯、楊州、吳縣、

安徽省 祁門、婺源、休甯、歙縣、績溪、黟縣、秋浦、六安、建德、甯國、廣德、鳳陽、太平、

廬州、潁州、徽州、

湖南省 臨湘(岳家市、白荊橋)、岳陽(雲溪、北溪、晉坑)、平江(沅江長壽街)、益陽、湘潭、醴陵(張家碑、瀉山)、安化(藍田、晒州)、瀏陽、高橋、永豐、湘陰、湘鄉、桃源、常德、新化、石門、長沙、甯鄉、茶陵、零陵、祁陽、武岡、衡陽、衡山、郴縣、沅江、會同、黔陽、永明、慈和、寶慶、其中長壽街、岳家市が最も著名である。

湖北省

通城、咸甯(柏墩、馬橋館)、崇陽(大沙坪、大沙坪、白霓橋)、蒲圻(羊樓司、羊樓峒)、通山(楊芳林)、陽新(龍港)、宜都、興山、秭歸、長楊、五峯、宜昌、南漳、穀城、均縣(太和山)廣濟、黃梅、蕪水、恩施、利川、鄖縣、竹山、宣恩、咸豐、建始、鶴峯、當陽、遠安、其中羊樓峒産が最も著名である。

江西省

德安、瑞昌、浮梁、彭澤、甯都、修水、新建、進賢、奉新、靖安、星子、永修、清江、新喻、贛縣、會昌、尋鄔、上饒、廣豐、弋陽、橫峯、崇仁、永豐、遂川、南城、武甯、都昌、安義、新塗、興國、信豐、安遠、玉山、鉛山、貴溪、臨州、東鄉、泰和、南豐、宜春、萍鄉、崇義、新塗、上高、分宜、南康、吉安、高安、宜豐、甯川、

福建省

閩侯(北嶺、板洋鎮)、崇安(武彝、界首)、建甌(洋口、水吉)、致和、松溪、建陽、建甯、閩清、邵武、光澤、沙縣、永安、順昌、將樂、尤溪、福鼎、福安、霞浦(白琳)、寧德、羅源、古田、屏南、安溪、漳平、甯洋、連江(丹洋)、壽寧(東風塘)、其中武彝茶が最も著名である。

浙江省

紹興(平水鎮)、嵊縣、上虞、蕭山、諸暨、餘姚、新昌、杭縣、餘杭、臨安、甯波、温州、處州、湖州、金華、嘉興、其中平水茶が最も著名である。

四川省

灌縣、安縣、茂縣、高縣、宜賓、屏山、敘永、懋功、開縣、瀘縣、寧遠、綏定、龍安、

嘉定、雅州、夔州、順慶  
 貴州省 貴陽、思州、安順、興義、都勻、平越、石阡、遵義、  
 雲南省 昭通、普洱、  
 廣東省 番禺、南海、高要、鶴山、清遠、惠陽、連平、紫金、  
 廣西省 梧州(多賢、長行)、平樂、桂林、柳州、  
 陝西省 紫陽、  
 甘肅省 蘭州、鞏昌、  
 河南省 固始、商城、光山、信陽、羅山、  
 山東省 濟寧、萊蕪、登州、

(二) 産 額

茶の生産地は既に上述した通りである。各地の生産量は、毎年の平均は湖南省が最も多く、安徽省が之に次ぎ、福建、浙江及江蘇の各省が又其の次に位して居る。民國四年度農商部の調査に據れば、各省の茶園面積及生産量は、左の通りである。

省 名	茶 園 面 積 (畝)	産 額 (斤)
江 蘇 省	一四四、四五〇	七七八、六七〇
浙 江 省	八八五、九七七	三二、七七七、〇〇二
安 徽 省	七五〇、一一九	四九、九二八、七八八
江 西 省	一、二〇八、六〇二	一九、七三六、八六〇
湖 北 省	五二一、七七五	四一、七六九、八三五
湖 南 省	六九四、五八七	二二一、九九一、七〇〇
福 建 省	一二二、四七五	九、三五一、〇〇五
廣 東 省	四四、八四三	一六、三六二、一〇〇
廣 西 省	七七、八九八	三〇、二一七、四五二
貴 州 省	一、六四五	二七、八五四、九〇〇
河 南 省	二一、一四八	八四、四三五
山 西 省	一〇一	一、一七三
陝 西 省	二、三四八	九〇、五九八
合 計	四、四七五、九六八	四四八、九四四、五二〇

又工商部の調査に據れば、民國四年より同十八年に至る、各省の茶の生産量の平均数は、左の通りである。

省名	茶園面積 (畝)	産額 (擔)
湖北省	六九四、五二九	二、二一九、九一七
湖南省	五二一、七七五	四一七、六九八
安徽省	一、二六七、九三五	二〇八、八七二
浙江省	七五〇、一一九	四九九、二八八
江西省	八八五、九七七	三二七、七七〇
福建省	六二四、〇六〇	二五六、一四四
廣東省	一二二、四七五	六八〇、〇〇〇
廣西省	七七、二二七	一六七、〇四五
雲南省	七七、八九八	一五八、〇八六
四川省	三二七、一八八	三〇二、一七四
貴州省	一、六四五	二、九九六
陝西省	二、五二九	二七八、五九四
河南省		九〇六
甘肅省		八四
每年總計	五、三五三、三五五	五、九一五、五七四

某英國人は我が國の茶業を調査して謂ふ、全國の茶園面積は三百萬エーカーにして、毎年の平均生産量は六億六千萬封度なりと。日本人木村氏の推定に據れば、即ち中國人の消費量は、每人約一斤(一・三三封度)と假定すれば、全國にて約四億萬斤となり、生産量は五億五千萬斤に當り、封度に

換算すれば六億二千萬封度となり、又毎エーカーの茶の生産量を二百五十斤と假定すれば、即ち茶園の面積は二百二十萬エーカーに達すと云ふ。又大英百科全書に記載された處に據れば、中國人毎年の茶の消費量を五封度とし、中國の人口を四二七、〇〇〇、〇〇〇人として計算すれば、國內毎年の茶の消費量は二、一三五、〇〇〇、〇〇〇封度にして、六、〇〇〇、〇〇〇擔に相當し、此の外に輸出するもの一、五〇〇、〇〇〇擔あるを以て、生産量の總計は一七五、〇〇〇、〇〇〇擔なるべしと云ふ。

我が國各省毎年の茶の生産量は、己に上述した通りであるが、各省の各縣の詳細な生産量に至つては、統計が無いから不明である。茲に浙江省各縣の生産額に付き、最近調査し得たる所を表記すれば、左の通りである。

(單位擔)

縣名	生産額	縣名	生産額
縣縣	五〇、〇〇〇	諸	一四、〇〇〇
杭縣	一三、七〇〇	餘	一〇、〇〇〇
雲縣	九、〇〇〇	新	八、〇〇〇
臨安	七、一〇〇	富	六、二〇〇
浦江	五、一九〇	開	三、二〇〇
紹平		化	
紹平	三九、七七八	陽	
紹平	一〇、九〇〇	昌	
紹平	八、三〇〇	杭	
紹平	七、〇三〇	化	
紹平	三、八〇〇	化	

縣名	生産額	縣名	生産額	縣名	生産額
江 山	三、〇四四	桃 姚	三、〇〇〇	臺 康	三、〇〇〇
武 義	三、〇〇〇	東 鎮	二、七〇〇	水 康	二、四二五
於 潛	二、四〇〇	桐 廬	二、三〇〇	田 水	二、〇〇〇
建 德	一、八〇〇	長 興	一、六七四	嘉 田	一、三〇〇
仙 居	一、〇〇〇	松 陽	六五八	永 吉	六〇〇
杭 州	五五〇		五五〇	安 吉	五〇〇
其 他各縣	三、三二七				

以上各縣の總生産量の合計は二三二、〇二六擔に達す。

(三) 種類

我が國の茶の種類は、通常其の原料及製法に依り、大別綠茶、紅茶、磚茶、烏龍茶、粉茶の五種に分れ、此の外尙他種の情態に就いて區別されるものがある。分述すれば、即ち左の通りである。

(甲) 生産地に依る區別

一、紅茶

(イ) 福建茶

- 1. 武彝茶 建寧府崇安縣産の工夫茶、

- 2. 北嶺茶 福州府閩侯縣産の工夫茶の一種、
  - 3. 白琳茶 福寧府霞浦縣下白琳産、
  - 4. 板洋茶 福州府閩侯縣下板洋産、
  - 5. 洋口茶 建寧府歐寧縣下洋口産、
  - 6. 清和茶 建寧府政和縣下清和産、
  - 7. 界會茶 崇安縣下界會産、
  - 8. 丹洋茶 連江縣下丹洋産、
  - 9. 政和茶 建寧府政和縣下産、
  - 10. 邵武茶 邵武府邵武縣下産、
  - 11. 沙陽茶 延平府沙陽縣下産、
  - 12. 水吉茶 歐寧縣下水吉産、
  - 13. 東風塘茶 福寧府壽寧縣下東風塘産、
- (ロ) 兩湖茶 湖南湖北産茶の總稱
- A. 湖北茶 湖北省産茶は、漢口が集散市場である。
  - 1. 宜昌茶 宜昌及其の附近産、



2. 羊樓峒茶 武昌府蒲圻縣下羊樓峒產、
  3. 崇陽茶 武昌府崇陽縣下產、
  4. 羊樓司茶 武昌府蒲圻縣下羊樓司產、
  5. 通山茶 武昌府通山縣下產、
  6. 陽新茶 武昌府陽新縣下產、
  7. 宜都茶 宜都附近產、
  8. 均縣茶 襄陽府均縣下太和山產、
- B. 湖南茶 湖南省產茶は安化縣を集散市場となす。
1. 安化茶 長沙府安化縣下產、
  2. 桃源茶 常德府桃源縣下產、
  3. 長壽街茶 岳州府平江縣下產、
  4. 高橋茶 長沙府瀏陽縣下高橋一帶產、
  5. 醴陵茶 同府醴陵縣下產、
  6. 瀏陽茶 同府瀏陽縣下產、
  7. 湘潭茶 同府湘潭縣下產、

8. 聶家市茶 岳州府臨湖縣下聶家市產、
  9. 雲溪茶 同府巴陵縣下雲溪產、
  10. 平江茶 同府平江縣下產、
- (ハ) 安徽及江西茶 安徽茶は多く漢口に輸送され、江西茶は多く九江に集散す。
1. 祁門茶 安徽省徽州府祁門縣下產、
  2. 寧州茶 同省同府下產、
  3. 武寧茶 江西省南昌府下產、
  4. 吉安茶 同省吉安府下產、
- 二、綠茶
1. 徽州茶 安徽省徽州府各縣內產、
  2. 屯溪茶 徽州茶の別名にして、屯溪が徽州茶の集散市場なるが故に此の名がある。
  3. 平水茶 浙江省紹興府下各縣の茶の總稱、
  4. 武園茶 福建省武園に集散する各茶の總稱、
  5. 温州茶 浙江省温州府下產、
  6. 湖州茶 同省湖州府下產、

7. 陽羨茶 江蘇省常州府宜興下産、

(乙) 製法に依る區別

一、紅茶

- (一) 工夫茶、
- (二) 小種茶、
- (三) 白毫茶、
- (四) 彩花白毫、
- (五) 橙白毫、
- (六) 花香白毫、
- (七) 雙龍、
- (八) 珠蘭、

二、綠茶

- (一) 小珠茶
- (二) 大珠茶
  - (1) 蘇珠(蚤目)、
  - (2) 寶珠(蟻目)、
  - (3) 芝珠(蠅目)、
  - (1) 珍珠(蝶目)、
  - (2) 圓珠(蝦目)、
  - (3) 熙珠(蛾目)、
- (三) 熙春茶
  - (1) 眉熙、
  - (2) 正熙、
  - (3) 副熙、
- (四) 雨前茶
  - (1) 眉雨、
  - (2) 蛾雨、
  - (3) 蟻雨、
  - (4) 芽芽、
  - (5) 熙雨、

三、烏龍茶

- (一) 烏龍茶、
- (二) 包種茶、

四、磚茶

- (一) 紅磚茶、
- (二) 綠磚茶、
- (三) 小京磚茶、

(丙) 製造時期に依る區別

一、春茶 春茶は夏茶に比して葉厚く、液汁も濃い。

(1) 頭幫茶 頭幫茶は即ち頭春茶にして、清明前と穀雨前とに採取製造す。

(2) 二幫茶 二幫茶は即ち二春茶にして、穀雨後十日内外に採取製造す。通常は頭幫茶の四日後に採取するものである。

二、夏茶 夏茶は葉甚だ薄く、其の液汁は春茶に比して淡い。

(1) 三幫茶 三幫茶は即ち三春茶にして、穀雨後二十日内外に採取製造す。二幫茶の採取四日後、始めて三幫茶の收穫時期に達す。

(2) 四幫茶 四幫茶は即ち四春茶にして、三幫茶の採取後一箇月内に始めて採取製造す。

(丁) 製造地に依る區別

一、路地 生産地に於て製造を完成せる後、上海に輸送されたるもの、

二、毛地 生産地より上海に輸送して製造せるもの、

三、株地 産地に於て製造せる後、更に上海に輸送して再製せるもの、

(四) 品質

我が國の茶の品質は、他の各國に比較して優良である。今英國の其化學者の試験せる成分に就き、爪哇及印度茶と比較すれば、左表の通りである。

	工夫茶 (甯州産)	爪哇茶	印度茶
水分	四・五七五%	四・五八〇%	四・五七八%
ヌンニン	八・〇七〇%	九・七〇四%	九・四三六%
可溶性成分	三六・〇五〇%	四二・七五〇%	四三・七五〇%
灰分	五・三二〇%	五・〇五〇%	五・四二〇%
可溶性灰分	四・〇四五%	三・一五〇%	三・五二〇%

此の外茶素の含有量は、中國茶は百分の二・五、爪哇茶は百分の二・五三、印度茶は百分の三・二一にして、又我が國の茶は吾人の體質に甚だ適して居る。今更に我が國の各種茶の品質に就て分述すれば、左の通りである。

甲 産地に依る區別

福建、安徽、湖北、湖南及江西の各省は、即ち紅茶の主要産地であり、浙江、安徽及福建の東南

部は、即ち綠茶の主要産地である。

- (一) 安徽省 安徽省徽州下の六縣は、茶の生産地として最も著名である。祁門産の茶は、品質の優良なる紅茶の一種にして、江西省甯州府産の紅茶と共に漢口市場に集散す、故に祁門茶の稱がある。其の品質は兩湖茶の上にして、實に最優の地位を占めて居る。其他各地も亦皆綠茶を生産す。婺源産は品質佳良にして、生産量も亦甚だ多い。休寧産は品質甚だ佳良なるが、唯産額は僅少である。歙縣産は品質亦佳良である。黟縣茶は安徽省に生産する各茶に比較し、其の品質は最も粗悪である。此の外長溪茶の品質は亦佳良である。
- (二) 湖北省 紅茶中、品質の最も優美なるものは工夫茶にして、湖北省産のものが最も著名である。其の葉は廣大にして紫黑色を呈す。此れは宜昌府下鶴峯境の生産品にして、生産量も亦多い。次は武昌府下羊樓峒等の處にも生産し、其の名は亦著名であり、更に次は宜昌産である。
- (三) 湖南省 湖南省内に生産する茶は、灰黑色を帯び、品質は稍劣る。岳州府下長壽街産は、品質比較的佳良である。常德府下桃源産は又之に次ぎ、湘潭産は最も劣等である。
- (四) 江西省 江西省にては南昌府下甯州一帯に産出し、品質は最も優良である。安徽省祁門産と比較して優劣無く、皆最優等品にして、其の葉は甚だ小さく、色澤香味共に佳良である。
- (五) 浙江省 浙江省にては紹興府下八縣に生産する茶が最も多く、品質も亦最も優良である。杭

州府下の龍井は、全省の茶中第一位を占め、其の聲譽は烏龍茶と並び稱せらるが、唯毎年の生産量は大量でない。

(六) 福建省 福建省産は紅茶が主にして、其の中にも工夫茶が最も多く、小種茶、彩花茶、白毫茶及花香白毫茶が之に次ぐ。工夫茶中邵武茶、政和茶、白淋茶、東風塘茶は品質最も優良であり、歐米人も頗る之を讚賞し、毎年の輸出は甚だ多い。

#### 乙 製法に依る區別

(一) 綠茶 綠茶中熙春茶は品質最も優良であり、小珠茶之に次ぎ、大珠又之に次ぐ。小珠茶中は蘇珠が上位にして、寶珠之に次ぎ、芝珠は下位である。大珠茶中、其の品質の優良なるものは即ち珍珠にして、次は圓珠と熙珠である。雨前茶中、眉雨は稍佳良であり、其の餘は皆其の次である。

(二) 紅茶 紅茶は十分乾燥せるを好しとし、外觀は黒褐色を呈し、芳香を有し、其液汁は紅褐色を呈し、甘、苦、澁の數味を持つ。工夫茶と小種茶とは、茶素は殆んど同様なれども、其の異なる處は、工夫茶は小種茶の葉に比較して稍粗大である。白毫茶は即ち福建の武彝茶にして、文圃茶と並び稱せられ、其の色澤は美麗にして白絹の如く、品位は甚だ高い。

(三) 烏龍茶 烏龍茶は、外觀は紅茶と類似して黒褐色を呈すれども、其の煎汁は灰黄色にして、

芳香を有し、品質は優良である。包種茶は、其の液汁は濃厚にして、略苦澁味を帶ぶるも、然かも之を飲食すれば、口中は生香に滿つ。此の茶は烏龍茶と共に其の品質は上等であり、販路は他種の優等茶に比較して廣い。唯現在此の種の茶の生産量は甚だ僅少である。

(四) 磚茶 磚茶は一名茶餅とも稱し、其の形狀が磚(煉瓦)に類似して居る所から、此の名稱があるのである。此の磚茶には紅磚茶と綠磚茶との二種がある、綠磚茶は通常長さ八吋二五、幅五吋二五であるが、然し長さ十吋、幅七吋のものもある。紅磚茶は長さ約八吋半、幅約六吋、重量約二封度内外である。磚茶は十分乾燥してあるから、久しく貯藏するも變質する憂がない。紅茶より製造せるものを紅磚茶と稱し、多く黒褐色を呈し、綠茶より製造せるものを綠磚茶と稱し、多く濃褐色を呈し、品質は共に優良である。

#### 丙 製造時期及氣候に依る區別

頭帮茶の葉は質堅剛であり、品質は最も佳良である。二帮茶も品質は良好であり、三帮茶と四帮茶とは葉質稍軟く、品質も亦稍劣る。氣候と製茶の品質とは大なる關係あるものにして、若し氣候が適宜なれば、香氣は雅であり、品質も亦優良となる。

製法 我が國の製茶法は、通常五項に分れる。第一項晾青、第二項揉茶、第三項烘焙、第四項醱酵、第五項節分である。然し此れは紅茶を指して言つたものにして、普通綠茶の製法は、

紅茶と相同じきも、唯醱酵の手續が省略されて居る。第一項の晾青法は、新に採取した茶葉を竹簾上に廣げて曝し、時々手を以て動し、茶葉の全部をして日光を受けしめ、乾燥するのである。若し雨天或は氣候の濕潤なる時なれば、即ち室内にて之を行ふ。此の種の手續は水分を除去する作業といふべきにして、即ち新に採取した茶葉は、含水量が甚だ多いから行ふのである。普通緑茶の晾青時間は紅茶に比較して短く、緑茶の晾青は、特に其の時間に注意すべきにして、即ち時間の延引は醱酵を誘致するからである、醱酵すれば、即ち紅茶となる。茶葉は晾青の作業を經過すれば、其の含有水分は大部分除去されるが、然かも尙少量の水分及液汁を葉中に殘留する。是に於て第二項の揉搓の法を用ひて之を除去す、此の方法は即ち手を用ひて葉を揉み、其の液汁をして盡く流出せしめ、然る後之を日中に曝し、乾燥後葉を捲くに便ならしむものにして、此れは製茶上甚だ重要である。茶の品質の良不良は、水分、液汁の多寡及葉の軟硬と連帶的關係があるからである。紅茶は揉搓後、更に之を日中に曝して醱酵せしめ、其の茶色にして過暗なれば、温布を葉上に覆ひて曝し、其の原有色を淡化せしむる。第四項の烘焙法は、揉搓を経たる茶葉を針金にて製造せる大筐中に廣げ、上下に炭火を置き、時々葉を動かして各部分と同様に焙る。緑茶は一度烘焙を経れば、色は直ちに淡く、紅茶の色は比較的美しくなる。茶は採取、晾青、揉搓を経て烘焙に至るものであるから、其の間葉の粗細なるものが混雜する、

故に第五項の節分を行ふ。茶は一度節分を經過すれば、粗細なる部分は分別される。通常茶葉は嫩小なるが貴く、粗大なるが下等である。一回の節分毎に一種の茶を得るものにして、其の最も細き篩にて分たれた葉は、最優良品である。以上五項の外、尙加香の法がある、其の方法は烘焙の時花枝を加へることにして、普通は多く茉莉珠蘭を用ひるが、間々玫瑰花を代用することもある。此の香を加へた茶は總稱して花茶と云ひ、加香は多く中等の茶葉に施し、上等茶には加香を施すことが少い。

## 第二節 茶の捐税

近代の茶税は、各省に依つて各異り、捐を設けて徴收するものあり、釐金を徴收するものあり、又引に按じて課徴するものもあり、何等一定せぬのである。今各省別に之を説明すれば、左の通りである。

**江蘇省** 江蘇省の茶釐は、清代には原來委員を安徽省に派遣駐在せしめ、徴收して居た。凡そ江蘇省境内に居る茶商は、僅に産税を徴收する、のみにして、毎引計約銀一兩五錢二分であつた。若し茶商にして一方は本省境内に在つて販賣し、他方は又他省に輸送して販賣すれば、即ち産税を徴收する、外、銷售税銀七錢二分を加徴された。民國の成立以後、茶税は本省の主要釐金にて抽收す

ることとなり、銷税の一種に限られた。此の種の銷税は、初め茶商が自由に自認して納めたものであるが、現在は已に大勝關の税局が章に依つて期限毎に徴收して居る。

**浙江省** 浙江省の茶税は、茶の品質を視て定め、平水茶は毎百斤より正捐一元五角を徴し、税二角を課し、計一元七角を徴收したのである。若し茶商にして浙西を通過し、或は浙西に向つて輸送すれば、即ち塘工捐七角五分を加徴された。最近の調査に據れば、毎百斤の茶葉の課税は洋一元九角八分にして、内正捐は一元三角、附加税は二角六分、塘工捐は四角であり、此の外に尙印花税として二分が加つて居るのである。浙江省全年の茶業の生産總額は約一千萬元以上にして、茶税額は現在三十萬元以上であるといふ。

**安徽省** 安徽省の茶税は、皖南、皖北の兩處に分つて徴收して居るが、其の多寡は異つて居る。皖南の茶税は、凡そ外國商と取引を行ふものは、毎百斤を一引と爲し、計銀二元五角五分の税を徴收され、凡そ内地と取引を行ふものは、毎引に付き僅に洋二元の税を徴收されるのみである。皖北の春茶は、每篋の重量を計十斤と爲し、四角を税として徴收され、子茶は每篋二角八分を徴收され、茶末、梗片は春茶に比較して半減して計二角を徴收され、老茶は毎百斤に付き税四角を徴收される。

**江西省** 江西省の茶税は、多くは箱を標準と爲し、毎二箱を一擔と爲し、計百斤の重量を單位として居る。生産地に在つて庫平銀一兩二錢五分を納入すべきも、此の外に尙二割の附加税を徴收さ

れるから、計一兩五錢である。現在は新章の規定に従ひ、毎百斤に付き銀二元二角を徴收されると云ふ。

**湖北省** 湖北省の茶税は、之れ亦箱を標準として計算し、毎二箱を一擔と爲し、之れ亦合計の重量百斤を單位として居る。省内の産地に於ける茶税徴收の多寡は、各地に依つて一定せぬ。蒲圻羊樓峒茶は生産地に在つて庫平銀六錢二分五厘を收め、更に二割の附加税を課徴されるから、計銀七錢五分となり、此の外に又出產税計八錢四分を徴收され、兩數を合計すれば計一兩五錢九分である。宜昌茶は、生産地に在つて庫平銀一兩二錢五分を納入し、附加税二割を徴收されるから、計一兩五錢である。

**湖南省** 湖南省の紅茶厘税は、洋莊大箱を單位となし、毎箱に付き出山厘百七十文を徴收され、二五洋箱は毎箱に付き出山厘百二十文を徴收され、茶税は毎百斤に付き正税を一兩二錢五分とし、此の外に海防經費二錢五分を加へ、計一兩五錢を徴收する。茶を採取し箱詰する地に在つては、子口半税に應じて徴收した。西莊大箱は恰克圖等の處に輸送するものに屬し、毎百斤に付き生産地の小淹局にて錢四百三十二文を徴收し、益陽を通過すれば、又通過厘百八十文を徴收し、岳陽局にては出境厘銀三錢七釐五毫を徴收する。

**四川省** 四川省の茶税は、民國初年頃は前清の舊例に従つて徴收し、即ち每腹引一引に付き正税、

附加税計銀七錢七分九毫を徴收し、又統捐章程に依り、毛茶は毎百斤に付き錢二百文を徴收し、粗茶は毎百斤に付き錢十文、六文或は四文を徴收した。民國四年三月財政廳は重ねて新章を改め、應より茶票を發給して部引に代へ、每票一引に付き茶課銀一兩を徴收した。茶商にして票を受け取りたる後は、各地にて販賣の自由を有し、若し關、卡、統捐を通過するも、一概に徴税を免せられた。唯茶商が茶の生産地に在つて販賣する時は、每細茶百斤に付き行費錢百文を納めしめ、粗茶は百斤に付き行費錢五十文を納めしめ、其中一半は行用と爲し、一半は章程に従つて中央政府に貢送するのである。

**福建省** 福建省の茶税は、民國以來以前に比較して稍減少し、茶毎百斤は、原來一兩九錢三分を徴收したが、現在は改めて一兩六錢八分八釐を徴收し、其中に起運税、運銷税及厘金等を包括して居る。

**廣東省** 廣東省の茶税は、其の徴收方法は、凡そ江蘇の紅綠青茶、廣西の岑容茶、福建の清源茶が東、西、北の三江より入る時、百貨と同様に則に従つて徴收して居る。本省産の土茶は、唯清遠、鶴山、開平、羅定等の處に産するのみにして、此の茶の品質は粗悪であるが、其の大部分は製造中の烘焙が當を失して居るからである。若し茶商にして内地の茶を輸送販賣するものがあれば、即ち通過する各廠に於て茶釐を徴收さる。

**雲南省** 雲南省の茶税は、麗江一府は茶一駄に付き銀四錢五分を徴收し、舊章にては細茶は毎百斤に付き正税一兩二錢を徴收し、粗茶は毎百斤に付き正釐銀一兩を徴收し、其餘の寶紅茶は毎百斤に付き正釐銀四錢を徴收したが、其の後別に四割を増徴した。

**陝西省** 陝西省の茶課は、三處に分れて徴收し、一は興漢二府にあり、其の茶課は各州縣の處理に歸し、一は涇陽に在りて、茶課茶釐は該處の釐局が徴收して居る。一は延安府定邊縣に在つたが、茶課は、兵燹より後廢弛し、徴税に従事する者が無くなつた。

**新疆省** 新疆省の茶税は、晋茶、湘茶の別がある。晋茶は毎百斤に付き税銀四兩三錢八分を徴收し、每擔は二百四十斤であるから、一擔に付ては銀十兩五錢三分六釐となり、外に二分五厘の商捐が加徴され、每擔の徴税は銀十三兩一錢七分である。湘茶の税銀は晋茶と異り、凡そ湖南商人の輸送し來る茶は、每票は計八百封とし、每封は五斤として計算し、其の納入すべき税金は、課、釐、捐の三種あり、甘肅省に在つて課、釐二百四十三兩六錢を徴收されたる外、尙本省内に在つて税銀一百兩を徴收さる。

**甘肅省** 甘肅省の茶税は、民國初年には即ち清代の舊例を採用して徴收せしが、民國三年該省の財政廳が章程を改正せる後は、即ち新章程に従つて徴收せるものにして、税率は甚だ軽く、紫陽、巴山及香片、毛尖、雨前、龍井の各散茶は皆官茶の例に従つて毎斤六分を徴收され、此の外普洱茶

は各散茶に比して倍額の税を徴収されて居る。

### 第三節 茶の國外貿易

我が國は、茶の生産と消費とは共に世界の第一位にして、毎年茶の生産高は、國內の需要に供するの外、尙大量の輸出をなして居り、茶の國外貿易は、輸出貿易の主要な地位を占めて居る。然し民國以來、我が國の茶業は屢々失敗した。其の原因は後に詳述することとし、茲には歷年の茶の輸出情態を列記する。

(單位擔)

年次	紅茶	綠茶	磚茶	毛茶	毛燻茶	茶片	茶末	茶梗	其他	合計
一九二〇年	六四八、五四四	三〇一、五七五	五〇四、四六一	—	—	—	八〇元	—	八四九九	一、四八、一七〇〇
一九一九年	五四二、一〇五	二七五、三四三	六〇六、〇〇〇	五六三	—	—	一、一五五	—	九八四三	一、四四、一、〇〇九
一九一八年	六三三、二九六	二六六、七六六	五八三、八八三	七三三	—	—	二、四二二	—	二、一四五	一、四九、九、七九九
一九一七年	七七、一四一	二〇六、三三四	六四一、三三八	一、五六三	—	—	三、二九五	—	三〇七二	一、七八、三、五三三
一九一六年	六四八、三三八	二九八、七六八	五〇〇、一八五	一、三三九	—	—	七、五九四	—	二、六六九	一、五四、一、六三三
一九一五年	四七、二七二	一九六、〇四三	四四三、六六六	一、四五	—	—	五、四七三	—	七、九二七	一、二五、五、三三三
一九一四年	一七四、六三三	一五〇、七二〇	七五、一〇〇	二〇二	—	—	三、一二二	—	六三	四〇、四、二二七
一九一三年	二八八、七九八	二四九、七二一	一四三、三九四	二七八	—	—	六、五三四	—	一、四三〇	六、九〇、一、五五

年次	紅茶	綠茶	磚茶	毛茶	毛燻茶	茶片	茶末	茶梗	其他	合計
一九二〇年	二七、八三三	一六、九八四	一、六九五	五六	—	—	一、八七九	—	—	三〇、五、九〇六
一九一九年	二六、五五八	二六、七六六	二、三五四	二、三九九	—	—	一、四三	—	—	四〇、〇、三三八
一九一八年	二六、〇三九	二八、二九八	三、三六六	八八	—	—	二、六〇〇	—	—	五七、〇、七三
一九一七年	四、五六六	二八、四三〇	八、六三三	二、三四	—	—	五、三三四	—	—	八〇、一、四二七
一九一六年	三、七〇六	二七、八七六	一、九三三	二、〇二二	—	—	五、九二一	—	—	七六、五、九三五
一九一五年	三、九四五	三三、一一〇	一、四一九	七三五	—	—	一、六四三	—	—	八三、〇、〇〇八
一九一四年	二、九三五	三三、九一七	一、四一七	—	—	—	二、二二七	—	—	八三、九、三二七
一九一三年	二、四八八	三三、二一七	一、四一七	—	—	—	二、〇八四	—	—	八三、九、三二七
一九一二年	二、四八八	三三、二一七	一、四一七	—	—	—	二、〇八四	—	—	八三、九、三二七
一九一一年	二、四八八	三三、二一七	一、四一七	—	—	—	二、〇八四	—	—	八三、九、三二七
平均	三、九二八	三、九二八	三、九二八	—	—	—	—	—	—	—

右の表を觀れば、我が國の茶は十七年來、輸出は平均して紅茶、綠茶、磚茶の三種の數量が最も多く、毛茶及茶末が之に次ぐことを知る。民國元年より同十七年に至る十七箇年間の輸出茶は、民國四年、五年及三年が最も多量であつた。其の原因は即ち當時歐洲大戰が開始され、茶の價格が騰貴し、加ふるに露國及英、米等諸國の需要が増加せる爲め、輸出量が往年に比較して激増した爲めである。然し民國五年以後は、我が國の輸出茶は遂次減少し、同六年度輸出の如きは、著しく減少を來した。即ち英國が茶の輸入を禁止せるにより、紅茶は其の販路を失ひ、磚茶は從來露國を最大の市場としたが、當時西比利亞鐵道が貨物の運輸を停止せるにより、輸出の途を失ひ、而して留布紙幣の市價は又大下落を來せるを以て、磚茶の販路は大打撃を受けたのである。民國七年我が國の



茶商は皆損失を受けた。即ち紅茶の輸出は露國が大市場にして、數量の多きことは約全數の四分の三を占めて居たが、同年は該國の内亂により、西比利亞に稍や販路を維持せるの外、露國の各處との貿易は全部停止され、輸出數量は頓に減少したのである。又英國の如きも同年は唯一部分の輸入を許したのみにして、大部分は積載すべき船が無かつたのである。米國方面は爪哇茶との競争が起り、一方又爲替高なると運賃の騰貴せるとによりて元價高となり、對米仕向も縮少された。摩洛哥及阿弗利加北部、其の他各國は戰爭の影響を受け、運輸上困難を來した。民國八年の茶の市況は前年に比較して稍佳良であつたが、露國の販路は尙斷絶し、其の他の市場も亦何等吸收の發展を見ず、唯英國倫敦に於て同年中國茶輸入制限の禁止令を解除したが、但し中國茶は英國に於て毎封度一志の茶税を徵收さるゝに拘はらず、英國に在る茶は即ち唯十片の納税にて足るを以て、二者を比較すれば、未だ損失の甚だ大なるを免れぬのである。我が國の茶商は中國茶輸出の日に逆境に趨くに鑒み、同年政府に請願し、輸出茶業の免税を請ひ、同年九月二十七日政府は指令を以て、同年十月十日より中國茶の外國に輸出するものは、納入すべき海關正税を二年間を限り免税とし、一切の税釐も亦一齊に五割方の減少を許可せるを以て、中國茶は稍や生氣を恢復した。同九年第一季の茶市況は、即ち舊の如く不良にして、露國の販路は尙開かれず、中國紅茶市況の疲弊は其の極點に達し、又露國の交通が阻斷されたるにより、中央亞細亞への輸送も依然として不能となり、茶の市場は愈々衰微

した。同十年は大體に於て樂觀された。即ち印度及錫蘭茶は生産額が減少し、日本茶も亦生産量が減少せるに因る。同年十月十日輸出茶の免税期限は已に滿了せしが、又政府に請願して一箇年の延長を許可された。同十一年の茶市況は頗る佳良にして、輸出茶商は巨額の利益を收め、輸出茶税は又政府に於て一年の延期を許可した。同十二年の茶市場は又前年同様盛況にして、即ち印度、錫蘭、爪哇に於ける茶の收穫は依然として僅少なりし爲め、往年僅に消費された紅茶市場も、其の需要を増加した、即ち我が國の紅茶の收量は前年に比較して豊富であり、又海關の茶の輸出税の免税期間も亦、政府より同十四年末迄で延期され、稍や活氣を呈した。同十三年は天時人事共に不利であつた爲め、茶業の失敗せる情態は多年未だ見ざる慘狀であつたが、年末に至り、今や閉店せんとする時に當り、在庫品を一掃するを得た。同十四年は國內の政治上及經濟上の影響を受け、茶價は元價高となり、從つて賣價は騰貴し、爲めに英京倫敦の販路は縮少し、米國は綠茶の價格が昂騰せるに因り、日本茶に注意を拂ふに至つた。但し露國と北部阿弗利加の販路は異常に擴張され、茶商は利益を得た。同年錫蘭茶は減收し、又海關の茶税は、政府に於て尙免税期間を一箇年延期した。同十五年は一般の茶商は頗る失意の情態に在りしものにして、即ち茶價の騰貴により、外國人は多く購買を差控へ、又一部商人が内地に在つて大量の綠茶を壟斷して投機を圖りし爲め、價格は更に暴騰し、加ふるに太古倉庫の火災により、米國に輸出せんとせし平水茶二萬二千箱は完全に灰盡となり、

價格が益々騰貴した爲めである。尙政府は又免稅期間を一箇年延期した。同十六年の茶業は大體良好にして、同年の貿易上特に注意すべきは、一は茶價にして、大半は騰貴し、買主の競争は劇烈となり、價格は益々昂騰した。一は露國の販路が異常に擴張されたことにして、同年末凡そ優良なる新茶は一樣に在庫品薄を告げた。全世界の需要も亦増加し、紅茶に就て見るも、其の收穫は前年の收穫に及ばぬに拘はらず、其の賣行は頗る速にして、頭批祁門茶は當地にて劣等品と看做されしものも、倫敦では優良品として取引され、露國も亦巨額に購買した。同年輸出の免稅は又一箇年延期した。同十七年は、各種茶葉の輸出量は皆頗る巨額に上り、多年見ざる現象であつたが、然かも良好な年と視ることは出来なかつた。即ち品質と價格とは共に往年に比較して低下し、只數量が巨額に上つたのみである。若し上海の貿易を論ずれば、紅茶、綠茶の品質は共に極めて劣等となりしも、只需要者が多き爲めに茶商は價格を昂騰せしめ、損失を免れたるに止まる。

我が國近代歷年の茶の輸出數量は、已に上述した通りであるが、今更に十七年間の各國に對する輸出情態を海關の調査を根據として表記すれば、左の通りである。 (單位 擔)

國別	紅茶	綠茶	磚茶	毛茶	花燻茶	茶片	茶末	茶梗	其他	合計
香港	五七九〇八	四七四四一		五五七	三九	三五三	一四八	二六七五		一三三、七〇

國別	紅茶	綠茶	磚茶	毛茶	花燻茶	茶片	茶末	茶梗	其他	合計
澳門	一八三	二								一八四
安南	三四五	一四二		一三						六七九
暹羅	七四	五三								一二七
新嘉坡等處	八三九	七〇		九						九一〇
爪哇等處	七五	二								七五
印度	四〇三	八七六		二六三	五		三九	一一七		四〇三
土、坡、埃等處	二六八	二四二		一七三			二七〇			一五、六五五
英國	五〇二	一九二		三八七			六七	二五		六〇、三九
諾威	九									九
瑞典	四三									四三
丁蘭	七六	三六六		一七						四七〇
芬蘭	二八〇									二八〇
獨逸	一三五九	一七		四三						一、四三六
和蘭	一三三七	一		一〇三						一、四三六
白耳	九六	七		一〇三						一〇三
佛蘭	五八二	三四一		四〇六			六〇	五〇		一、四三六
西班	七五二	一〇〇		一三六						一、〇〇
葡萄牙	二	三								二八四
瑞典	二	三								二八四
伊太	四七〇	一三三								六〇三
露國	一九	一九〇								一九五九
露國陸路經由			三九							三九

國別	紅茶	綠茶	磚茶	毛茶	花燻茶	茶片	茶末	茶梗	其他	合計
露國太平洋各港	五、六八	三、八二五	二、五二五	七、六三三						三、四六五九
朝鮮	一、一六	五、四		七	九、七	三	二			三八〇
日本本土臺灣	四、七〇	五、六五	四、九							七、四三
加奈陀	一、四二	二、三三		一、三六			一、〇〇			二、八六九
米國	三、四一〇	四、一五五		五、二八二	一、五		一、六八	三、九三		七、六〇九四
比律賓	二、六四	九、三				五		六		三、六三
南美洲	七、八四			二、一六						九、一五
南非洲	一、二七五	七、七		三、〇						一、六八四
南阿弗利加	六、七五	一、三三		七、四九四						八、〇八
合計	二、六八二五	三、〇六七五	二、五六七三	七、四九四	一、五八	六、九四	二、九七	三、三三	三	九、六〇三三

右表を觀れば、茶の需要は露國の需要が最も多く、土、波、埃の三國が之に次ぎ、香港も又之に次ぎ、其餘の米、英、佛、印度、加奈陀、澳門等の如きも亦重要な地位に居る。茲に更に民國二年、六年、九年、十六年、十七年の五年中の中國茶の各國に對する輸出量及其の總輸出量に對する比率を表記すれば、左の如くである。

(單位擔)

國別	民國二年	民國六年	民國九年	民國十六年	民國十七年
露國	九、五九七	七、四九四	一、五六六	二、〇九九	三、六七四七
土、波、埃等の國	六、二八	六、五三	三、八	三、四五	三、八七
香港	五、三七八	五、〇二六	一、七六四	二、九八五	一、五、六五五
香	一、〇	〇、五	五、八	一、四二	一、六五
米國	一、四三、八五	一、七二、〇〇	七、三、四三	八、八、三三	七、六、〇九四
英	一、〇一	一、五二	二、三三	一、〇二	八、二
佛	七、六〇六	二、四九四	二、六二七	八、八、六五	六、〇、三九
印度	五、二	三、一	二、九	一、〇一	六、五
加奈陀	六、四三、四	二、二、四九	二、八、五八	四、二、三六	四、四、九八
印度	四、四	一、九	九、三	四、九	四、八
加奈陀	一、七、二、四	三、四、七六	九、七、五九	三、三、八三	四、〇、三、六五
加奈陀	一、二、二	二、九	三、二	三、九	四、三
加奈陀	一、〇、三、六	一、〇、八、四	四、九、四七	七、六、九三	二、八、六九
加奈陀	〇、七	一、〇	一、六	〇、九	〇、三
加奈陀	一、二、八二	六、三	二、四、四八	二、二、九七	一、六、八四
加奈陀	〇、八		一、一	〇、三	〇、二

國別	澳門	其他	合計
	數量	數量	數量
	比率	比率	比率
民國二年	九三六〇	八五〇六	一四八六六
	〇六%	五九%	一〇〇
民國六年	八〇二七	二六九六〇	三四九八七
	〇七%	二四%	一〇〇
民國九年	六七一七	二五二〇〇	三一八七七
	二二%	六六%	一〇〇
民國十六年	二二九七	五七一八九	七八二一六
	〇三%	六五%	一〇〇
民國十七年	一八四六	六五二四二	六六〇八八
	〇三%	七〇%	一〇〇

茶の消費は、露國が世界第二位にして、且つ露國は中國茶の販路の最も多い國である。民國二年中國茶の輸出量は百四十四萬二千餘擔にして、露國に消費されたる數量は九十萬擔に達し、總輸出量の百分の六十以上を占めて居る。露國の革命以後、中、露の貿易が停止せる時に當り、中國茶の輸出額は突然三分の二を減少した。同九年の輸出量は三十萬擔にして、露國は唯百分の三・八の一萬二千餘擔を占めたのみなるを以て、茶栽培者及茶商の損失は言を待たずとも明である。近年露國の販路は稍活動を開始し、中國茶の貿易も稍轉機を見るに至つた。茲に中國茶の對露輸出數量を歷年比較すれば、左表に示す通りである。

(單位 封度)

年次	紅茶	綠茶	磚茶	茶葉	總量
一九二二年	二四,五〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	—	一,九四九,〇〇〇
一九二一年	二九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	八,二〇〇,〇〇〇	九四,〇〇〇	三,一三九,〇〇〇
一九二〇年	一六,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一六,八〇〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	三〇,四五五,〇〇〇
一九一九年	五五,〇〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇,四三〇,〇〇〇
一九一八年	四四,〇〇〇,〇〇〇	一七,六〇〇,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	一四,一八五,〇〇〇
一九一七年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九一六年	二五,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	九,八六六,〇〇〇
一九一五年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九一四年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九一三年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九一二年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九一一年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九一〇年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇九年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇八年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇七年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇六年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇五年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇四年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇三年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇二年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇一年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
一九〇〇年	三三,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一三,四五八,〇〇〇
平均數	二七,〇二八,五三	四,五四七,二七	四,〇一八,〇七一	二七,三二二	七三,〇三三,五三

右表を觀れば、露國の中國茶輸入は、民國元年より同十七年に至る十七箇年の平均數量は、磚茶

が最も多く、紅茶は之に次ぎ、綠茶は又之に次ぎ、茶葉は最も少量であり、毎年の平均數量は七二、〇二三、五五二封度に達する。然し逐年の比較は、近年輸出數量は増加の傾向があるが、露國の國勢が未だ完全に恢復せず、又後に勃興した各茶の生産國との競争が甚烈となつたから、若し中國茶にして改善に意を用ひざれば、其の前途は樂觀を許さぬ状態にある。

英國は亦世界に於て茶の需要の多き國にして、世界に於ける茶葉貿易の中樞を握り、印度、錫蘭茶は固より其の本國の生産品と異なる所無く、其の種植、製造、販賣、運輸の權は、皆英國人の掌握する所である。即ち我が國の茶業に就きて言ふも、亦大半は英國人の鼻息を窺ひ居る次第である。倫敦茶葉仲買人協會の調査に據れば、一九一六年度英國の茶の需要總量は三億七千餘萬封度にして、其の内中國茶は唯二十分の一を占むるに過ぎず、一九二〇年度は又減退して四十分の一に止まつた。一九二六年度の世界の茶葉消費量は、七億八千五百萬餘封度にして、而かも英國の消費量は四億八百萬封度以上に達した。但し中國茶は最近其の七十分の一を占むるに過ぎぬ。

米國の茶の需要は、清代は大半我が國から求め、一八五四年度米國の茶の輸入數量は三千萬封度にして、其の中中國茶は二千九百萬封度を占め、一八九三年度の輸入額は一億萬封度に上つたが、中國茶の地位は已に日本、印度、錫蘭茶の奪ふ所となつた。米國が一八九七年粗惡及不良茶の輸入禁止條例を公布してより後、中國茶の地位は著しく後退し、遂に日本、印度に侵奪されたのである。

今一九二五年より一九二七年に至る三年間の米國の各國よりの輸入茶の數量及各國の其の總輸入量に對する百分比を表記すれば、左に示す通りにして、我が國人は正に驚愕する所があるべきである。

(單位封度)

國別	一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	數量	比率	數量	比率	數量	比率
錫蘭	二七、一三、四五	二七・二%	二五、七四	二六・八%	二四、六〇	二七・五%
印度	一九、二八、九二	一九・二%	一六、八二	一七・五%	一七、六五	一九・九%
日本本土	二〇、六一、七九	二〇・七%	一八、六五	一九・五%	一七、五五	一九・六%
中國	一二、〇六、五五	一一・一%	一三、四六	一四・〇%	一〇、五四	一一・八%
臺灣	九、六一、三七	九・六%	九、七三	一〇・一%	一〇、二五	一一・三%
爪哇	九、〇四、八三	九・一%	一〇、〇五	一〇・五%	七、七三	八・六%
其他	二、〇四、九九	二・一%	二、五四	二・六%	一、三〇	一・五%
合計	九九、六五、九四	一〇〇%	九六、〇二、六二	一〇〇%	八九、四八、九二	一〇〇%

其の他土耳其、波斯、埃及の諸國は、民國十六年以前迄では我が國の注意せざりし所である。民國二年は僅に一三、七八四擔にして、我が國の輸出茶總量の百分の一・一を占め、同六年には減少して五、〇一六擔となり、輸出茶總量の百分の〇・五となり、同九年には始めて一七、六〇四擔に増加し、輸出茶總量の百分の五・八となつた。同十六年も増加したが、二九、八二五擔に上つたに過ぎず、輸出總量の百分の一四・二を占めたのみである。同十七年に及び、中國茶の土、波、埃三國に輸入された數量は驟に増加して一五三、六五五擔となり、總輸出數量の百分の一六・五を占め、竟に一躍して中國茶輸入國の第二位を占めた。此れは其の數量が増加せる結果であるといふが、而かも最大の原因は實に其の他の主要各國の中國茶の輸入が皆減少せる爲めである。

## 第十章 茶業失敗の原因及其の補救方法

### 第一節 失敗の原因

(一) 産額の減少 我が國は本來茶の生産最も多き國にして、輸出數量の如きも亦各茶の生産國中第一位に在つたが、印度、錫蘭、日本、瓜哇茶の勃興により、此等諸國との競争となり、我が國の輸出數量は年々減少し、國外に於ける茶の販路は漸次縮少した。我が國は此により、愈々敢て大量

の茶業を經營せず、多くは缺損を來し、茶を擁するも買手無き有様である。茶の栽培者方面は、其の滯貨の爲めに價格は下落し、平時茶圃に投じたる資金は回收不能となり、種植さるも何等益無き状態であるから、自然其の荒廢に任せ、或は改めて他物を栽培するものが續出し、茶の栽培地の面積と茶の生産量とは、年と共に減少した。茲に前農商部及現工商部の統計に據り、全國の茶畑面積及其の生産量を累年比較して之を證明する。民國三年全國の茶畑面積は五、三三三、一六七畝にして、茶の生産量は七二六、七七〇、〇四九斤であり、同四年の茶畑面積は四、七六一、七七〇畝にして、茶の生産量は已に減少して四六九、四三七、一二〇斤となり、同五年の面積は三、九七三、八一〇畝にして、生産量は一九九、六〇一、五四四斤となり、同六年の面積は三、一二二、八二二畝にして、生産量は一四一、一六五、〇二四斤となり、同七年に及び、茶畑の面積は僅に二、五六七、六六六畝となり、茶の生産量は一三二、八六一、四三四斤に減少した。以上は即ち農商部の統計であるが、又最近工商部の調査に據れば、民國四年より同十八年に至る毎年の平均茶栽培面積は五、三三三、三五五畝にして、茶の生産量は五、五一九、五七四擔である。以前と比較すれば、面積と生産量とは共に累年遞減の趨勢にある。近年來茶業は稍轉機あるもの、如きも、然かも品質は以前に比較して已に遜色がある。

(二) 品質の退化 我が國の茶栽培業者は皆唯舊法を墨守するのみにして、改良に意を用ふること

無く、種子の選擇、茶葉の剪み、採摘等に對しては、全く新法の應用を知らず、優良品、粗悪品の如きも等級に分たず、購買者をして其選別に苦しましめ、加ふるに内亂は年々起り、人民は皆茶等に安ずるを得ず、又交通は阻隔され、内地の茶栽培者は相當價格の維持困難なるにより、更に其の研究改良に従事するが如きを欲せず、従つて品質は愈々底下し、外國人は多く其の購買を希望せぬことゝなつた。此れ即ち中國茶の失敗せる一大原因である。

(三) 製法の不良 我が國の茶栽培業者は、茶の製法に對して皆何等注意を拂はず、衛生上に就ても講究せぬから、常に種々の雜質を含み居る有様である。故に最近十餘年來、外國人は多く中國茶の購買を欲せぬのである。印度、錫蘭、日本、爪哇茶の中國茶に勝を制し得る所以は、製法の精功なるに因るものにして、即ち機械を用ひて職工に代へるを以て、茶葉中に含まる雜貨が比較的僅少である。我が國も亦近代機械を應用して職工の製造に代へらしめて居るが、然かも清潔整齊の點は尙一步遅れて居る。

(四) 人才の缺乏 我が國の茶業は各方面の人才が缺乏して居るから、其の發展は甚だ緩慢であり、且つ品質は日に退化を示し、製法の改良の如きは思ひ及ぶ所でない。故に其の發展を欲するも其の成就の望みは極めて僅少である。

(五) 外國茶の侵入 我が國は原來茶の輸出國であるから、外國茶の輸入の如きは見得べからざる

所である。理論上から見れば、固より此の如くであるが、然し事實は其の反對にして、即ち國內の外國茶は、最近十餘年來年々輸入され、竝に増加の向傾を示して居る。海關報告に據れば、民國十三年度輸入の外國産茶は、其の數量三八、〇八三擔に達し、價額も七七八、九三五兩に上り、同十四年度の輸入量は減じて二四、〇八六擔となりしが、價額は増加して七九九、九九九兩となり、同十五年度は驟に増加して八二、五八〇擔となり、價額は三、一四二、三七二兩となつた。此の種の進展は、實に人をして戰慄せしむるに足るものである。外國茶の侵入せる原因は、年々我が國の人々が往々にして外國品を過信し、茶に於ても亦此の現象を現した爲めである。茶自身に就て見れば、外國茶は多く機械を用ひて製造すれども、我が國の茶は大部分尙手工に依るものなれば、其の精美なる點は國外品に遠く及ばず、吾人も既に國産茶の品質の劣悪なることは熟知せる所なれども、而かも改良を加へず、徒に外國茶を以て代らしむるが如きことは、外國茶をして續々輸入せしめ、中國茶をして漸次廢類せしむるの因である。現今は出超の情勢にあるが、恐らく此の状態は長く持續し難かるべく、且つ入超の危険は近き將來に來らんとして居る。

(六) 國外の競争 印度、錫蘭、日本、爪哇は即ち我が國に比し、茶業は後進國であるが、而かも今や勁敵である。此の數國の茶業は數十年の歴史を有するに過ぎず、且つ我が國の茶業の極めて盛なりし當時は、此の諸國は極めて幼稚なりしものにして、當時茶業の利益は殆んど全く我が國の獨

占に歸して居た。十九世紀の末葉に至り、初めて印度、錫蘭茶が勃興し、我が國と競争するに至りしが、而かも大部分の利権は尙我が手中に屬して居た。然るに二十世紀の初年に及び、印度茶は竟に我が國を凌駕し、近代の一九一六年には又錫蘭茶に迫られた。當時我が國の茶の輸出數量は二〇五、五二一、〇〇〇封度であり、印度は二九二、五九四、〇〇〇封度であり、錫蘭は即ち二〇八、〇九〇、〇〇〇封度であつた。此れより以後、我が國の茶の輸出數量は、多くは錫蘭に比して遜色がある。最近數年來は更に後進の爪哇にも及ばず、其の輸出數量は錫蘭と殆んど同量にして、日本とも亦殆んど差異無きに至つた。我が國は世界首位の茶貿易國より、竟に第四位に下り、一島國である爪哇の下位となつた。之れ亦實に我が國茶業の大恥辱である。

(七) 外商の壟斷 我が國の茶は多く國人が直接に輸出するものにわらず、即ち國內の航業は未だ發達せざるにより、中國茶の運輸は皆外國人の船舶に頼れる有様にして、無形中に大打撃を受けて居る。又我が國の茶は、外國市場の擴張に留意せざるにより、時々擴張さるゝことあるも、極めて少數に過ぎず、又茶商も從來から對外宣傳に注意せず、愈々沈滞の傾向にある。

(八) 信用の墮落 信用の墮落も中國茶の失敗した一大原因である。蓋し近年來我が國の茶商は、茶の品質の分別に當り、時々偽造せることにして、即ち優良品中に二等品或は劣等品を混入し、以て利益を謀りし事である。初めは巨額の利益を得たるも、外國人が此の種の事情を發見せる後は、

永久の顧客なりしものも中國茶を顧慮せざるに至つた。

(九) 露國の政變 我が國茶の最大顧客は露國なりしも、民國初年露國に革命勃發し、當時中、露の貿易は停止の状態となり、中國茶の輸出の如きも突然減少した。斯くの如くにして數年後、我が國と露國とは竟に邦交も斷絶し、輸出は愈々減退した。

(十) 各國の苛稅 中國茶の失敗せる最大原因は、即ち各茶需要國の苛稅の影響を受けたることにして、英、露の兩國は我が國の紅茶、磚茶の主要消費地なりしも、而かも苛稅關係により、中國茶は往々にして其の地への進出が不能となつたことがある。中露協約の成立後、對露茶業は漸次活氣を呈したが、尙中國茶の露國輸入には重稅を課せられるから、茶商は皆著しく苦痛を感じて居る。民國十五年露國は中國茶の輸入稅則を定めたが、其の課稅の苛酷なることは、實に甚だしいものにして、中國茶の輸入に大妨礙を興へて居る、凡そ中國の邊境或は太平洋より露國に輸出するには、傳茶は每百斤に付き三十四留の稅を課せられ、他種の茶は每百斤に百十一留の課稅を見たのである。我が國の紅茶は、歐洲經由にて露國に輸入される時は、每百斤に付き税金百四十八金留を徵收され、每一金留は當時約中國銀六錢五分に相當したから、平均每擔に付き約五十兩の徵稅を見たのである。浦鹽を経て入露せるものは、每百斤に付き百十金留を徵收されしを以て、平均每擔約四十兩内外の徵稅を見たのである。此の外紅磚茶の歐洲經由にて入露せるものは、每百斤に付き徵稅百十七金留



であつたから、每擔約四十二兩を徵收されたのである。若し浦鹽を経て入露すれば、每百斤に付き五十二金留を徵收されるから、每擔約十九兩の徵收となる。綠磚茶の歐洲經由にて入露するものは、每百斤に付き六十三金留の徵收を見るから、每擔中國銀十兩八錢の徵收となる。斯の如き苛酷の徵税は、他に見ざるものである。英國は民國六年茶の輸入を禁止し、我が國紅茶の販路を封鎖したが、同八年に及び、此の禁令を解除した。然し嚴重に輸入税を徵收し、中國茶每封度に付き一志を徵收したから、茶商の苦痛は想象することが出来る。

## 第二節 補救の方法

(一) 人才の養成 我が國は農工に論無く、人才を重せず、専ら保守を謀るのみである。即ち茶業に就いて論ずるも、茶業に關する人才の養成は、絶えて聞かぬ所であるから、何ぞ改革發展を謀り、他國と競争するを得ん。實に此の茶業の萎縮せる時に當つて、人才の養成を提唱することは、誠に最も重要な問題である。其の實施の方法如何と云ふに、我が國の茶區を若干の小區に劃分し、每一小區内に一の茶業専門學校を設け、東西洋の専門技師を請聘し、焙製、培植、化驗、檢定等種々の學識を指導せしめ、學生の卒業後は、各其の長する所を取りて各職に任じ、此の如くして數年を経過すれば、即ち茶業に關する人才は全國に分布せられ、茶業の失敗は、一部分なりとも挽救の效果

を擧げべきである。

(二) 國外の調査 國內に茶業教育の學校を設け、數年を経過すれば、茶業の人才は自然平均して分配することとなり、各方面に向つて深く研究することが出来る。凡そ茶業界に従事すること多年にして成績の見るべきものは、各國に派遣して調査せしめ、即ち各業の製産國の製造方法如何を考察し、各茶の需要國の其の需要情態如何を考察すべきである。即ち印度、錫蘭、日本、爪哇に在つては、其の製造方法の精粹を吸收し、英國、露國、米國、濠洲に在つては、即ち其の需要情態を視察し、此くして茶業の發展を期すれば、茶業の前途は一の光緒を見るべきである。

(三) 培製の改良 我が國の茶栽培業者は、多くは茶の種植及製茶法に注意せず、常に舊法を墨守するのみにして、其の改良に意を用ひなかつたが、今日最も急務とする所は、先づ種子の選擇に注意すべきにして、即ち種子の優劣は茶の發育と大なる關係があるから、宜しく良好なものを造つて之を播種すべきである。茶樹は即ち常綠の灌木にして、其の根は四季を通じて肥料を吸收し、施肥の多きものは、茶の芽は大きく、葉肉も肥厚となり、其の質も亦軟いが、施肥の少きものは、即ち之に反して居る。我が國の茶栽培業者は、茶樹の種植に對して從來肥料を施さなかつたから、茶の質は粗惡であつた。製茶に至つては宜しく機械を應用すべきにして、機械に依つて製造すれば、茶は精良となり、且つ迅速に製造することが出来る。

(四) 外國茶の輸入禁止 中國茶の國外發展を欲すれば、先づ外國茶の國內侵入を禁止し、外國茶に侵入の際を與へぬことである。然れば中國茶は國內に在つて安心して販賣され、外國茶と競争を來す憂が無い。此の目的を達するに最も有效な方法は、即ち關稅を高率に引上げるに如くは無い。

(五) 團體の組織 茶業を高唱するには、宜しく茶業團體及機關を組織すべきである。其の團體は大體鄉村茶業合作社、縣茶業聯合會、省茶業聯合會及中央茶業委員會に分ち、別に茶務局一處を設けて執行機關となし、中央茶業委員會に於て之を監督すること、する。鄉村合作社は各地の茶栽培業者の聯合せる經濟上、生産上の共同機關とし、縣茶業聯合會をして之を統帥せしめ、毎省にては各縣茶業代表をして全省茶業聯合會を組織せしめ、又中央茶業委員會に於て其の統帥に當り、中央委員會は各省茶業委員會より選出派遣せる代表一、二名及政府の請聘せる専門家數人を以て之を組織せしめ、毎年一回集會し、茶業上、金融上及茶稅上改革すべき事宜を討論し、並に常務委員三人或は五人を定めて會務を執行せしめ、並に茶務局一切の行政を監督せしむものである。

(六) 國外に局の設置 各茶の需要國に茶務局を設置すべきである。其の目的は専ら各國の茶業情態を調査し、其の需要程度を知らしめ、茶業の對外方針を定めしむるにある。我が國の海外に在る商人は、各國共多數に上つて居るから、各國に於ける茶業の販路擴張は難事とすべきで無い。國外に若し機關を設立すれば、即ち消息は自ら明瞭となり、外國人に其の業を壟斷される憂は無くなる

であらう。

(七) 對海外宣傳 中國茶の國外に於ける失敗は、半は海外に於ける宣傳が少い爲めに因る。其の補救を謀らんと欲すれば、宜しく積極的に宣傳に従事することにして、廣告の若きは、外國新聞以外尙各種の刊行物に亘りて記載し、外國人の注意を促し、其の次は實際と文字とにて事實を宣傳し、又上述の各國に設立した茶務局に於ては中國茶の各種見本を一館に陳列し、並に名茶の産地、焙製狀況及栽培經過の簡単な圖表を製作して外國人の觀覽に供し、務めて外國人に中國茶の優美なることを知らしめ、並に毎年春季に茶業展覽會を舉行し、博く衆人に觀覽せしめ、場内に於て宣傳文の印刷物或は宣傳品を散布し、各種の商標、各種の統計書、圖畫、雜誌等の如きものは、文字は學理を根據として了解し易からしめ、閱覽者をして歓迎せしむべきである。

(八) 輸出の検査 我が國の茶商は、好んで目前の利を圖り、常に劣等の茶を輸出し、或は雜物を混入して其の分量を増加せしめ、或は上等品中に下等品を混合して暴利を謀り、或は染色して上等品と冒稱する等、諸種の弊害が多く、今や此等弊害は外國人の發見する所となり、信用は頓に失墜した。之を補救せんと欲すれば、只に劣等品の輸出を禁止するのみでなく、並に各地に検査所を設立して品質の優劣を検査し、合格後始めて證明書を支給して輸出を許可すべきである。若し高等の茶に劣等品を混入するが如きことあれば、其の輸送を禁止し、並に罰金に處すべきである。之を總じ

て雜質劣等品の輸出を制限し、中國茶の信用を恢復し、其の販路の擴張を謀るべきである。

(九) 政府の獎勵 一國の實業の發展すると否とは、實に政府の獎勵の有無に大關係がある。若し政府にして一種の事業の發展を希望するならば、必ず其の進展は速となり、之に反すれば緩慢となる。我が國茶業の不振なる所以は、政府が獎勵せざることも一大原因である。現に補救を欲すれば、政府は獎勵に務め、竝に國外の茶を需要する各國と互惠條約を締結して茶税を輕減せしめ、中國茶の國外輸出に當り、税率を輕減すれば、自然原價安となり、原價安なれば賣價も自ら低廉となり、購買者の増加を見るは自然の勢である。

(十) 經費の調達 茶業を整頓せんと欲すれば、經費を要する。其の經費の出所に至つては、各項の茶税收入或は政府の毎年規定した補助費等に外ならぬ。茶税は茶栽培業者、茶商から徴收するものであるから、一時は負擔が過重の如く思はれるが、然し將來得る所の利益は甚だ巨額である。經費を既に得たならば、如何に配置すべきかを深長に計畫すべきである。茲に前農商部の茶業整頓計畫を轉録すれば、左の通りである。

(一) 茶栽培業者補助に毎年計三十三萬元、(二) 試験費、開始費に十七萬元、經常費に三萬五千元、計二十萬七千元、(三) 檢取費、開始費に九萬元、經常費に四萬八千元、計十三萬八千元、(四) 銀行の基本調達に一千萬元、官株の預備に四百萬元、(五) 轉運公司基金調達に五百萬元、農商部の預備に二百五

十萬元、(六) 廣告費としての毎年暫定額十萬元、(七) 講習所の常年經費に三萬六千元、以上の準備すべき經費は茶業團體及茶業機關が共同して負擔すべきにして、若し皆が熱心に従事すれば、其の事は實現も困難でないもの、如くである。

終